

第2期滑川市子ども・子育て支援事業計画

(素 案)

令和2年2月

滑川市教育委員会子ども課

目次

第1部 子ども・子育て支援法に基づく事業計画	1
第1章 計画策定にあたって	2
第1節 計画策定の背景・趣旨	2
第2節 計画の位置づけ	3
1 子ども・子育て支援法に基づく計画	3
2 次世代育成支援対策推進法に配慮した計画	3
3 他の計画との関係	3
第3節 計画の期間	4
第4節 計画策定の経過及び体制	4
第2章 滑川市の子ども・子育てを取り巻く現状	5
第1節 統計にみる滑川市の状況	5
1 年齢3区分別人口構成の推移	5
2 出生率の推移	6
3 家族類型別割合の推移	7
4 年齢階級別労働力率	7
5 婚姻・離婚の状況	8
第2節 これまでの子ども・子育て支援の取り組み	9
第3節 子育てに関する意識の現状（ニーズ調査の概要）	10
第4節 課題の整理と計画の方向性	19
第3章 計画の基本的な考え方	21
第1節 基本理念（めざす姿）	21
第2節 基本目標	22
第3節 計画の体系（基本目標ごとの方向性）	24
第4章 具体的な施策の展開	25
第1節 基本目標① すべての子どもの健やかな育ちを切れ目なく支援します	25
1 子どもや母親の健康の保持と増進	25
2 支援が必要な子どもや家庭への施策の充実	27
3 学童期・思春期における保健対策・教育支援の充実	28
4 子ども未来サポートセンターによる相談支援体制の充実	29
第2節 基本目標② 親と子どもの学びと育ちを地域ぐるみで支援します	29
1 子育てしやすい環境づくり	29
2 家庭の子育て力・教育力の向上	31
3 地域の子育て支援力・教育力の向上	32
4 子どもの安全と安心の確保	32
第3節 基本目標③ 子育てと仕事を両立できる環境づくりを推進します	33
1 子育てと仕事の両立を支える環境づくり	33

2	ワーク・ライフ・バランスの推進	34
第5章	幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	35
第1節	子ども人口の推計	35
第2節	教育・保育提供区域の設定	36
1	教育・保育提供区域の定義	36
2	滑川市の教育・保育提供区域の考え方	36
第3節	教育・保育の量の見込みと提供体制	37
1	教育・保育の量の見込み設定の考え方	37
2	教育・保育の提供体制の確保の内容・実施時期	37
3	教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容	39
第4節	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	40
1	地域子ども・子育て支援事業の量の見込み設定の考え方	40
2	地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容・実施時期	40
第5節	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	49
1	特定子ども・子育て支援施設等	50
2	施設等利用給付認定	51
3	給付方法等	51
第2部	経済的な困難を抱える家庭への支援滑川市子どもの貧困対策推進計画】	52
第1章	計画策定にあたって	53
第2章	本市の状況と課題	54
1	生活保護世帯の子どもの数の推移	54
2	就学援助を受けた要保護・準要保護児童生徒の数の推移	54
3	ひとり親家庭の保護者に対する実態調査	55
第3章	本市における課題の整理と施策の展開	58
1	基本施策① 早期発見の取り組み	58
2	基本施策② 教育の支援	58
3	基本施策③ 生活の安定に資するための支援	59
4	基本施策④ 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	59
5	基本施策⑤ 経済的支援	60
6	基本施策⑥ 相談支援体制の充実	61
第3部	子どもの居場所づくり・放課後児童健全育成の推進【滑川市放課後子どもプラン】	62
第1章	計画策定にあたって	63
第2章	本市の放課後対策事業の状況	64
1	放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の状況	64

2	放課後子ども教室の状況（土曜子ども教室を含む）	65
3	一体的な放課後対策事業の状況	69
第3章	放課後対策事業の量の見込みと提供体制	70
1	放課後児童クラブの提供体制の確保の内容・実施時期	70
2	一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量	73
3	放課後子ども教室の目標事業量	74
4	放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策	74
5	小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策	75
6	放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の連携に関する具体的な方策	75
7	特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策	75
8	地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間延長に係る取組	76
9	各放課後児童クラブが、その役割をさらに向上させていくための方策	76
10	放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策	76
第4章	プランの推進	77
第5章	子どもの居場所づくりに関するその他の施策	77
第4部	計画の推進	78
第1章	計画推進のための各主体の役割	79
1	家庭の役割	79
2	地域の役割	79
3	乳幼児期における教育・保育施設の役割	80
4	学校の役割	80
5	事業所等の役割	81
6	行政の役割	81
第2章	計画の推進体制	82
1	推進体制	82
2	計画の進行管理及び点検・評価	82

第1部 子ども・子育て支援法に基づく事業計画

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景・趣旨

わが国の急速な少子・高齢化の進展は、人口構造にひずみを生じさせ、労働人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

また、核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもの貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化など、子どもとその家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、国や地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する新しい支えあいの仕組みを構築することが求められています。

このような状況の中、国では、喫緊の課題である待機児童の解消に向け、平成29年6月に「子育て安心プラン」を公表し、平成30年度から令和4年度末までに女性の就業率80%にも対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備することとしています。

また、就学児童において、待機児童の解消と小1の壁の打破に向け、平成30年9月に「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、学習や体験・交流活動などを行う事業の計画的な整備等を進めていくこととしています。

児童虐待への対応については、平成28年の児童福祉法の改正や「児童相談所強化プラン」の策定などにより児童相談所及び市町村の体制・専門性強化等を講じたところですが、児童虐待相談対応件数が年々増加し、重篤な児童虐待事件が後を絶たないことなどから、平成30年には「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を策定し、児童相談所及び市町村の体制と専門性強化を更に推進することとしています。

子どもの貧困対策としては、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図るため、平成26年に子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行されて以降、子どもの貧困対策会議を設置、開催し、「子供の貧困対策に関する大綱」を策定するなど、関係施策の総合的な推進を図っているところです。

滑川市では、平成27年4月に、それまでの「滑川市次世代育成支援行動計画」を引き継ぐ新たな計画として「滑川市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもを安心して産み育てることができる社会の構築を重要施策の一つとしてとらえ、“地域みんなで子どもを育むひかりのまちづくり”を基本理念に、子育ての喜びが実感できるような子育て支援施策に総合的かつ計画的に取り組んでまいりました。

このたび、「滑川市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が令和元年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を推進するため、「第2期滑川市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、滑川市の一人一人の子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指してまいります。

第2節 計画の位置づけ

1 子ども・子育て支援法に基づく計画

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

2 次世代育成支援対策推進法に配慮した計画

本計画は、「滑川市次世代育成支援行動計画」の内容を引き継ぎ、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画の性格を持ち合わせるものとします。

3 他の計画との関係

本計画は、滑川市の最上位計画である「滑川市総合計画」や「滑川市地域福祉計画」、「滑川市男女共同参画計画」など、関連する市の各種計画と整合を図りながら策定するものです。

また、「市町村母子保健計画」、「市町村子どもの貧困対策計画」、「市町村放課後子どもプラン」の内容を含んでいます。

第3節 計画の期間

この子ども・子育て支援事業計画は5年間で1期とされており、第2期として令和2年度から令和6年度までを計画期間とします。

また、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画の中間年において計画の見直しを行います。

第4節 計画策定の経過及び体制

子育て世帯の実情や子育てに関するニーズを把握するため、就学前児童の保護者及び小学生の保護者を対象に「滑川市子ども・子育て支援に関するアンケート調査（ニーズ調査）」を平成30年12月に実施しました。

ニーズ調査の結果や子ども・子育て支援事業の現在の実施状況などを踏まえ、子どもの保護者、教育・保育及び子育て支援事業に従事している事業関係者、学識経験者などからなる「滑川市子ども・子育て会議」で審議を行い、パブリックコメントを経て策定しました。

第2章 滑川市の子ども・子育てを取り巻く現状

第1節 統計にみる滑川市の状況

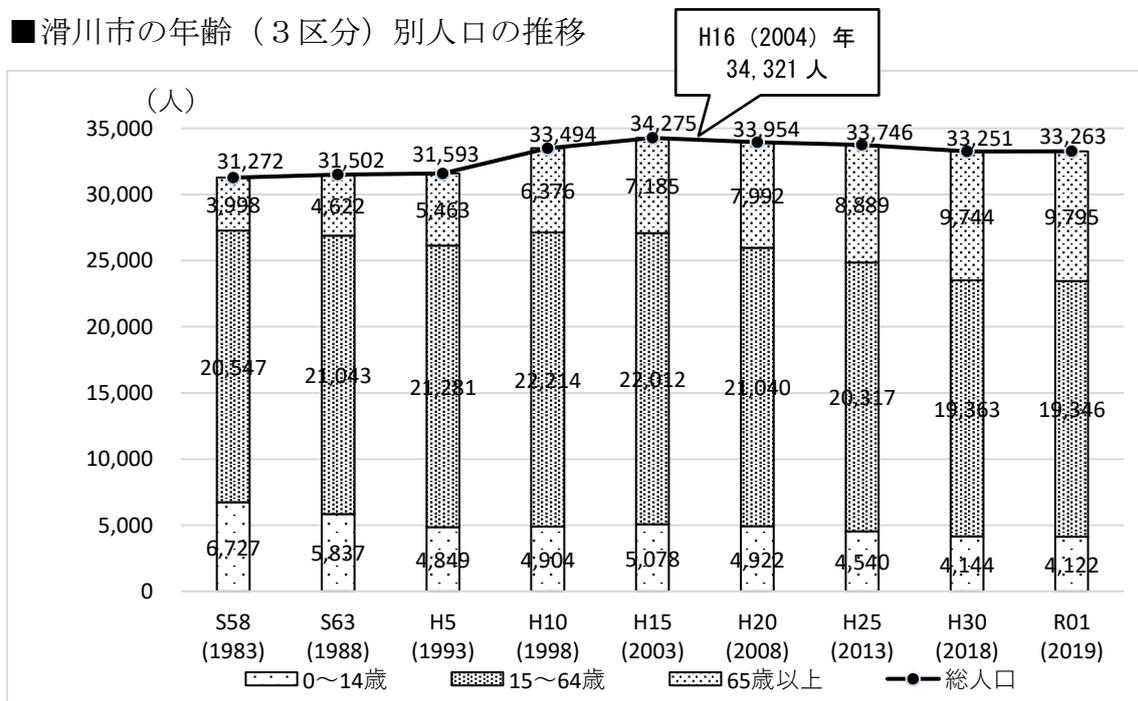
1 年齢3区分別人口構成の推移

本市の令和元（2019）年の総人口は、33,263人で、平成16（2004）年の34,321人（ともに住民基本台帳・10月1日現在）をピークに減少に転じ、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後も人口は減少を続けるものと見込まれています。子ども第一主義に基づく子育て支援施策に取り組むことで本市の人口減少は抑制傾向にあります。

人口構成比の推移では、年少人口比は昭和58年の21.5%から大幅に減少し、令和元年では、12.4%となっています。

年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15～64歳）が減少傾向であるのに対し、老年人口（65歳以上）は増加しており、平成5（1993）年を境に年少人口と老年人口が逆転し、少子高齢化の傾向が強まっています。

■滑川市の年齢（3区分）別人口の推移



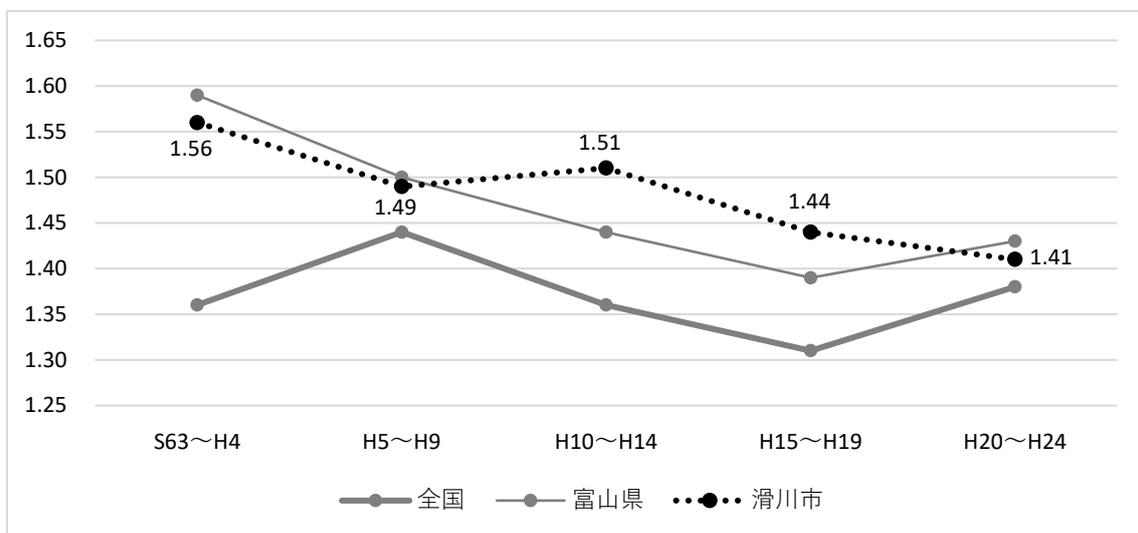
資料：「住民基本台帳」

2 出生率の推移

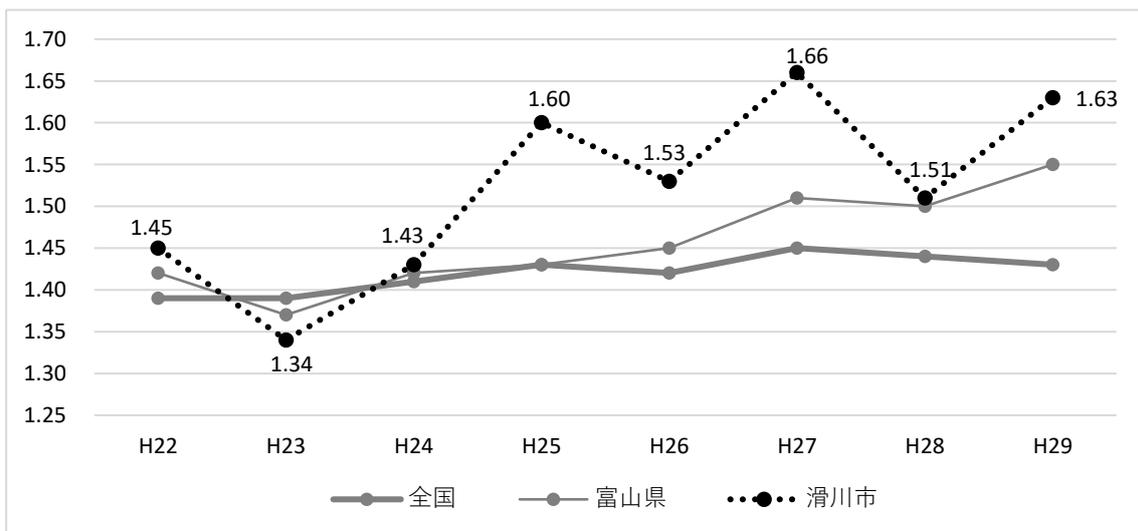
出生数（一年間に生まれた子どもの数）は、平成9年に300人を超え、平成18年まで概ね300人以上を維持していましたが、平成19年以降は平成22年を除き、300人を下回る状況が続いています。

本市の合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産む子どもの数に相当）は、平成20年から平成24年で1.41でしたが、平成25年以降は国と県の水準を上回り、平成29年は1.63となっています。

■ 合計特殊出生率(ベイズ推定値)の推移



■ 合計特殊出生率の推移



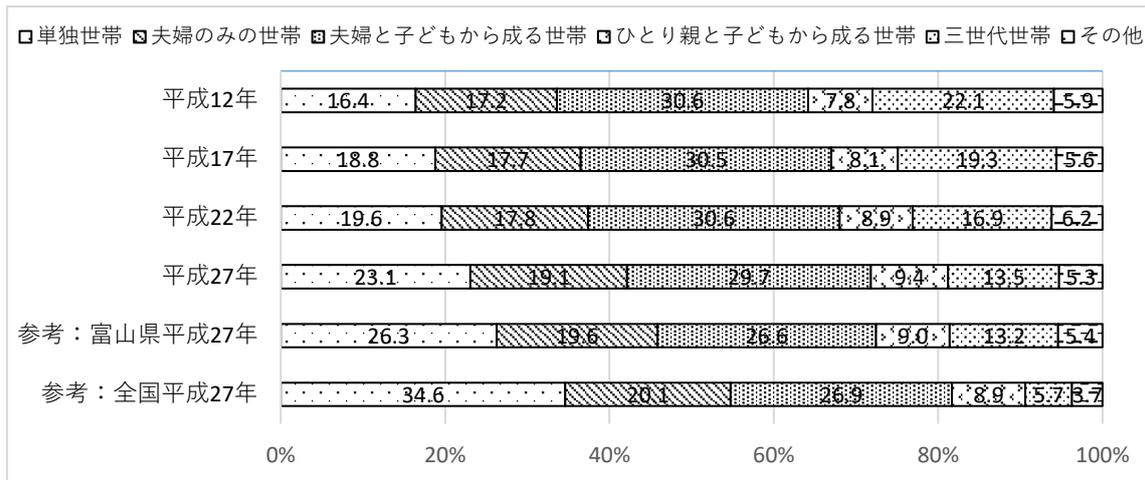
資料：厚生労働省「人口動態調査」、富山県「人口動態統計」

*ベイズ推定値：出現数の少なさに起因する偶然変動の影響を減少させ、地域間比較、経年比較ができるように算出したもの。

3 家族類型別割合の推移

本市の令和元（2019）年の世帯数は、12,413世帯（住民基本台帳・10月1日現在）で増加傾向が続いていますが、一世帯当たり人員は減少傾向が続いており、世帯の細分化が進行しています。

■滑川市の一般世帯の家族類型別割合の推移

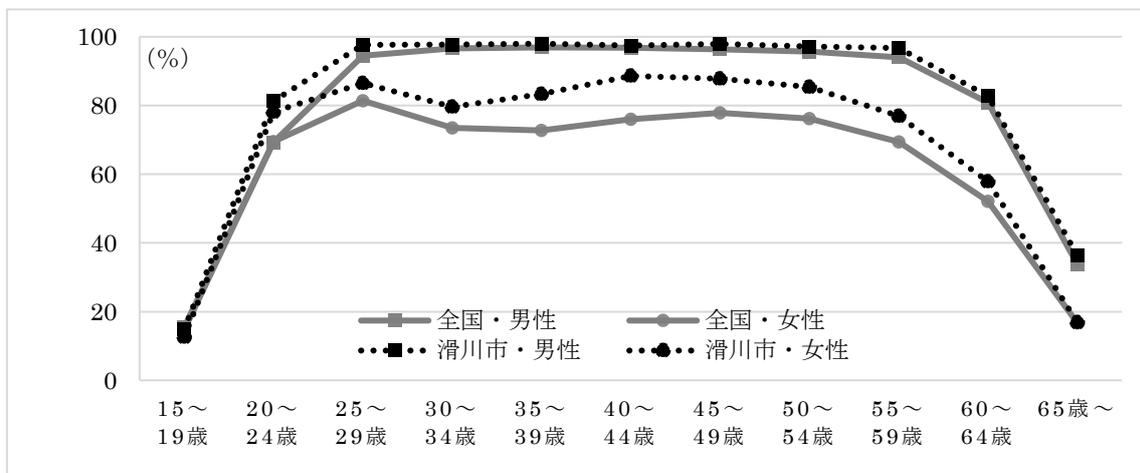


資料：総務省「国勢調査（平成27年）」

4 年齢階級別労働力率

本市の女性の労働力率は30～34歳時に一旦落ち込み、出産・育児を機に離職するM字カーブの傾向がみられますが、全国と比較すると高い労働力率になっています。

■年齢階級別労働力率



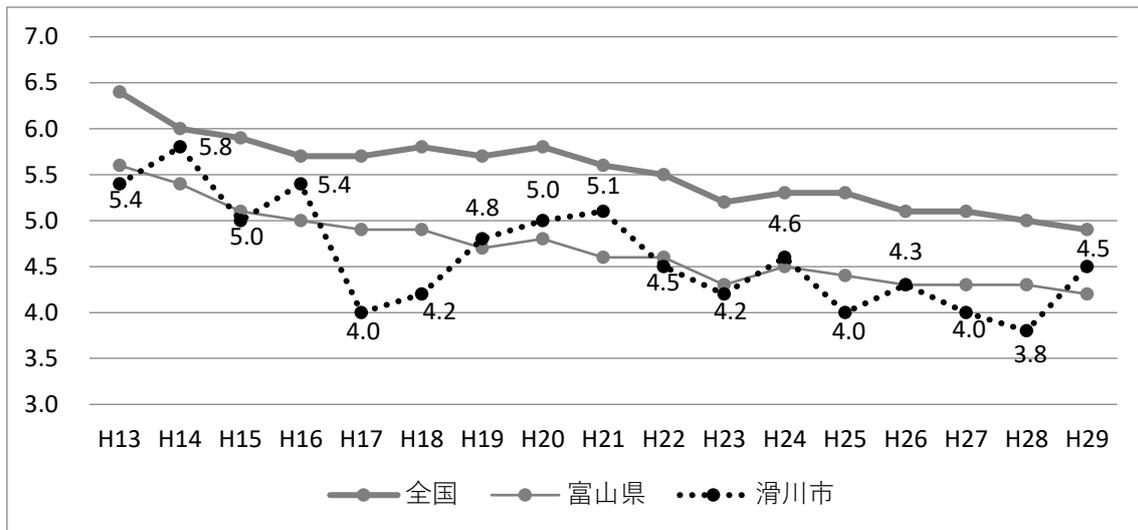
資料：総務省「国勢調査（平成27年）」

5 婚姻・離婚の状況

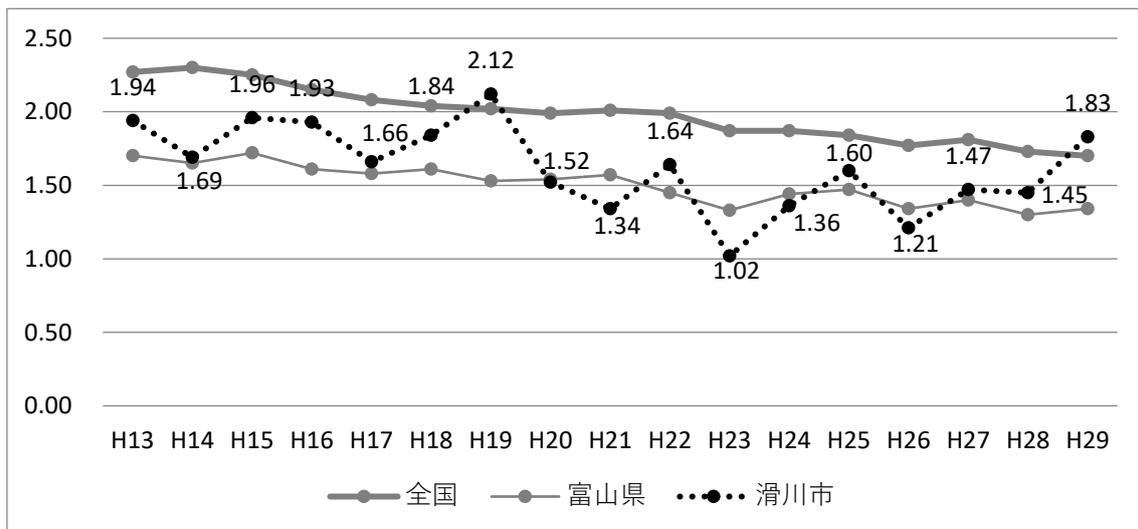
婚姻率（人口千人あたりの婚姻件数）は、国の水準を下回っています。また、平成18年以降は増加傾向にあったものの、平成22年からは増減を繰り返しながら概ね減少傾向にあります。

離婚率（人口千人あたりの離婚件数）は、ほぼ国の水準を下回っていましたが、平成29年は国の水準を上回りました。

■婚姻率の推移



■離婚率の推移



資料：厚生労働省「人口動態調査」、富山県「人口動態統計」

第2節 これまでの子ども・子育て支援の取り組み

滑川市子ども・子育て支援事業計画については、計画を着実に推進していくために、毎年度、進捗状況などを点検・評価し、滑川市子ども子育て会議において審議することとしています。

第1期計画では、各種施策について、毎年度の実績から目標達成のための今後の方向性を検討し、計画的な取り組みを行ってまいりました。

また、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業については、計画における目標事業量に加え、毎年度の実績も踏まえながら、提供体制の確保に努めてまいりました。

これら事業の進捗管理に加え、ニーズ調査の結果などにより、第1期計画の評価を行い、そこから見えてくる課題により第2期計画の方向性を定めるものとします。

■教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現状

事業名	H30年度 (実績)	H30年度 (評価)	R元年度 (目標)	現在の提供体制
教育・保育				1号認定の定員:216人 認定こども園6か所、幼稚園1か所
1号認定 (人)	123	A	118	
2号認定 (人)	664	A	647	2・3号認定の定員:1,311人 保育所8か所、認定こども園6か所
3号認定 (人)	572	A	537	
利用者支援事業 (か所)	0	B	1	令和元年度1か所設置
地域子育て支援拠点事業 (人回)	5,771	A	4,100	2か所
妊婦健康診査 (人回)	2,879	A	3,000	全ての妊婦を対象に実施
乳児家庭全戸訪問事業 (件)	231	A	243	全ての該当世帯を対象に実施
養育支援訪問事業 (件)	16	A	40	継続実施
子育て短期支援事業 (人日)	0	D	0	未実施
ファミリー・サポート・センター事業 (人日)	40	A	26	協力会員21人、依頼会員78人、 両方会員1人
一時預かり事業(幼稚園型) (人日)	11,022	A	3,658	認定こども園6か所、幼稚園1か所
一時預かり事業(一般型) (人日)	1,459	A	1,104	保育所8か所、認定こども園6か所、 幼稚園1か所
延長保育事業 (人)	581	A	769	保育所8か所、認定こども園6か所
病児保育事業 (人日)	2,449	A	1,037	保育所4か所、認定こども園3か所、 企業主導型保育施設1か所
放課後児童健全育成事業 (人)	436	A	381	公設民営クラブ9か所(全小学校区) 民設民営クラブ1か所
実費徴収に係る補足給付を行う事業 (件)	0	D	0	未実施
多様な事業者の参入促進・能力活用事業 (件)	0	D	0	未実施

評価:A(目標達成)、B(50%以上実施)、C(50%未満実施)、D(未実施)

第3節 子育てに関する意識の現状（ニーズ調査の概要）

【ひとり親】

「ひとり親家庭」は1割未満

「配偶者はいない」は、就学前児童の家庭が4.6%、小学生の家庭が8.1%となっています。

前回調査からあまり変化はみられません。

【子育てを主に担っている方】

「父母ともに」が約6割、「主に母親」が約4割

「父母ともに」は、就学前児童が61.5%、小学生が56.8%となっています。「主に母親」は、就学前児童が35.9%、小学生が38.3%となっています。

就学前児童では、前回調査から「父母ともに」の割合が7.4%増加、「主に母親」の割合が5.6%減少していることから、少しずつ父親の育児参加の意識が高まってきているといえますが、依然として母親に子育ての負担がかかっていることがうかがえます。

小学生では、前回調査からあまり変化はみられません。

【日頃、子どもをみてもらえる親族・知人等の存在】

「緊急時等に祖父母等の親族にみてもらえる」が約6割、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が約4割、「いずれもない」が約1割

「緊急時もしくは用事のある際には、祖父母等の親族にみてもらえる」は、就学前児童が62.4%、小学生が56.2%、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」は、就学前児童が40.4%、小学生が45.1%となっています。

「いずれもない」は、就学前児童が7.6%、小学生が8.3%となっており、潜在的に支援を要する家庭と考えられます。

小学生では、前回調査から「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が12.3%増加、「緊急時もしくは用事のある際には、祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が8.8%減少していることから、少しずつ祖父母等の子育てへの協力意識が高まってきていることがうかがえます。

就学前児童では、前回調査からあまり変化はみられません。

【保護者の就労状況】

父親は「フルタイムで就労」が約9割、母親は「フルタイムで就労」が約5割、「パートやアルバイトで就労」が約3割

父親の「フルタイムで就労」は、就学前児童の家庭が94.1%、小学生の家庭が91.6%となっています。

母親の「フルタイムで就労」は、就学前児童の家庭が54.5%、小学生の家庭が55.0%、これに「パートやアルバイトで就労」も含めると、就学前児童の家庭が83.2%、小学生の家庭が89.9%となっています。

父親は前回調査からあまり変化はみられませんが、母親については、前回調査から「フルタイムで就労」の割合が、就学前児童の家庭で8.5%、小学生の家庭で4.8%増加していることから、母親の就業時間の増加がうかがえます。

【就労している保護者の就労時間】

父親はほとんどが「8時間以上」、母親は「8時間以上」が約6割

大半の父親が「8時間以上」、そのうち「10時間以上」は、就学前児童の家庭が43.8%、小学生の家庭が44.1%となっています。母親の「8時間以上」は、就学前児童の家庭が62.6%、小学生の家庭が57.4%となっています。

前回調査から母親の「8時間以上」の割合が、就学前児童の家庭で11.9%、小学生の家庭で8.9%増加していることから、ここでも母親の就業時間の増加がうかがえます。

父親については、前回調査から「11時間以上」の割合や、設問は違うが就労日数の「週6日以上」の割合が減少しているため、就労環境に多少の改善はうかがえますが、依然としてワークライフバランスが課題といえます。

【教育・保育事業の利用状況（就学前児童）】

「利用している」が8割、利用している事業は保育所（園）と認定こども園がそれぞれ約5割

「利用している」が80.0%、利用している事業については「認定こども園」が48.5%、「保育所（園）」が48.3%、「幼稚園」が1.6%となっています。

市内でも認定こども園への移行が進んだため、前回調査から認定こども園の割合が増加しています。

【教育・保育事業を利用している場所（就学前児童）】

「小学校区内」が約6割、「滑川市内（小学校区外）」が約3割

現在、教育・保育事業を利用している場所は「居住地の小学校区内」が62.9%、「滑川市内（小学校区外）」が33.3%、「他の市町村」が3.8%となっています。

自宅に近い施設の利用を希望する保護者が多い反面、小学校区外の施設の利用に対してもある程度のニーズがうかがえます。

【教育・保育事業を利用する理由（就学前児童）】

「親が就労している」が約8割、「教育や発達のため」が約6割

「子育てをしている方が現在就労している」が83.0%、「子どもの教育や発達のため」が56.1%となっています。

多くの保護者は、教育・保育事業に対して働きながら子育てをするための支援的役割を期待しており、また、前回調査から「子どもの教育や発達のため」の割合が11.0%減少していることから、保護者にとっての教育・保育事業の役割は、就労世帯の子育て支援という側面が大きくなっていることがうかがえます。

【今後利用したい教育・保育事業（就学前児童）】

「認定こども園」と「保育所（園）」が約6割、「幼稚園」は約1割

「認定こども園」が58.9%、「保育所（園）」が58.0%、「幼稚園」が11.9%となっています。

前回調査から「認定こども園」が42.2%増加、「保育所（園）」が10.2%減少、「幼稚園」が17.1%減少していることから、認定こども園への認知とニーズの高まりがうかがえます。

【教育・保育事業を選択する際に重視したいこと（就学前児童）】

「職員の対応」が約6割、「自宅からの距離」が5割

「職員の対応」が65.0%、「自宅からの距離」が50.2%、「送迎のしやすさ」が37.4%、「施設環境」が33.9%、「教育・保育の理念や内容」が33.7%となっています。

自宅に近いことや送迎の観点以外にも様々な観点から施設を選択していることがうかがえます。

【土曜・休日の教育・保育事業利用意向（就学前児童）】

定期的な利用意向は「土曜日」が1割未満、「日曜日・祝日」が1%程度

土曜日は「ほぼ毎週利用したい」が6.7%、「月に1～2回利用したい」が29.6%、日曜日・祝日は「ほぼ毎週利用したい」が1.1%、「月に1～2回利用したい」が13.9%となっています。また、利用したい時間帯については、平日と変わらない時間帯で利用したいことがうかがえます。

前回調査からあまり変化はみられません。

【病児・病後児保育の利用意向（就学前児童）】

お子さんの病気やけがに対して、仕事を休んで対応した保護者のうち、「利用したい」が約4割

お子さんが病気やけがで教育・保育事業を利用できなかった場合に、病児・病後児保育を利用した割合は4.7%となっています。

また、上記の場合に仕事を休んで対応した保護者のうち、「病児・病後児保育施設等を利用したい」意向があるのは38.6%となっています。

前回調査からあまり変化はみられません。

【放課後の時間を過ごさせたい場所（小学生）】

「自宅」が約8割、「文化、芸術、スポーツ活動」が約4割、「放課後児童クラブ」が約3割

「自宅」が75%、「文化、芸術、スポーツ活動」が39.5%、「放課後児童クラブ」が25.6%となっています。それに続き、「祖父母宅や友人・知人宅」「放課後子ども教室」「児童館・子ども図書館」となっています。

「放課後児童クラブ」を選択したのは1年生から3年生の保護者がほとんどであり、1年生が41.5%、2年生が28.1%、3年生が23.0%、4年生が3.7%、5年生が3.0%、6年生が0.7%となっています。学年が上がるにつれ、特に4年生以上では利用意向が低くなるのがうかがえます。

「自宅」「文化、芸術、スポーツ活動」は各学年で15%～20%程となっており、学年による差はあまりみられません。

【放課後児童クラブを何年生まで利用したいか（小学生）】

「4年生まで」と「6年生まで」が約3割、「3年生まで」が約2割

放課後の時間を過ごさせたい場所として「放課後児童クラブ」を選択した保護者は、「4年生まで利用したい」が32.6%、「6年生まで利用したい」が31.9%、「3年生まで利用したい」が23.0%となっています。

放課後児童クラブを利用したいと考える保護者のうち3分の2は4年生以上になっても利用したいことがうかがえます。

【放課後児童クラブを何時まで利用したいか（小学生）】

「18時まで」が約4割、「17時まで」が約3割、「19時まで」が約2割

放課後の時間を過ごさせたい場所として「放課後児童クラブ」を選択した保護者は、「18時まで利用したい」が40.6%、「17時まで利用したい」が30.1%、「19時まで利用したい」が21.8%となっています。

18時を超えた利用に対してある程度のニーズがあることがうかがえます。

【育児休業の取得状況（就学前児童のいる家庭）】

取得（取得中も含む）した母親は約6割、父親はほとんどが取得していない

母親は「取得した」が48.3%、「取得中」が11.5%、父親は「取得した」が3.5%、「取得中」が0.4%となっています。

前回調査から、取得した（取得中も含む）母親は12.7%増加している一方、「働いていなかった」母親が11.8%減少していることから、母親の取得率が増加したというよりも、就業しながら出産、育児をする母親が増えているといえます。

父親は前回調査からあまり変化はみられません。

【育児休業取得後の職場復帰時期（就学前児童の母親）】

母親の復帰時期は子どもが「1歳になるまでの間」が約7割、子どもが「1歳を超えてから」が約3割

母親が育児休業取得後に職場復帰した時期は、子どもが「1歳」のときが45.2%で最も高くなっています。

これに子どもが「1歳になる前」も加えると、子どもが1歳になるまでの間に職場復帰する母親の割合は70.6%となります。

また、育児休業から職場に復帰した時期は、「希望どおりの時期」が66.5%、「希望より早い時期」が25.6%となっています。

さらに、勤め先に子どもが3歳まで育児休業を取得できる制度があった場合、子どもが「1歳を超えてから」職場に復帰したいと考える母親の割合は92.6%となります。

多くの母親は、2歳や3歳まで育児休業を取得したい希望がありながら、様々な理由で1歳までの間に職場復帰していることがうかがえます。

【子育てをする上で、気がかりなこと、不安に思うこと】

就学前児童、小学生ともに割合が大きいものは、「仕事との両立」、「経済的負担」、「子どもの人間関係やしつけ」

「特にない」は約1割

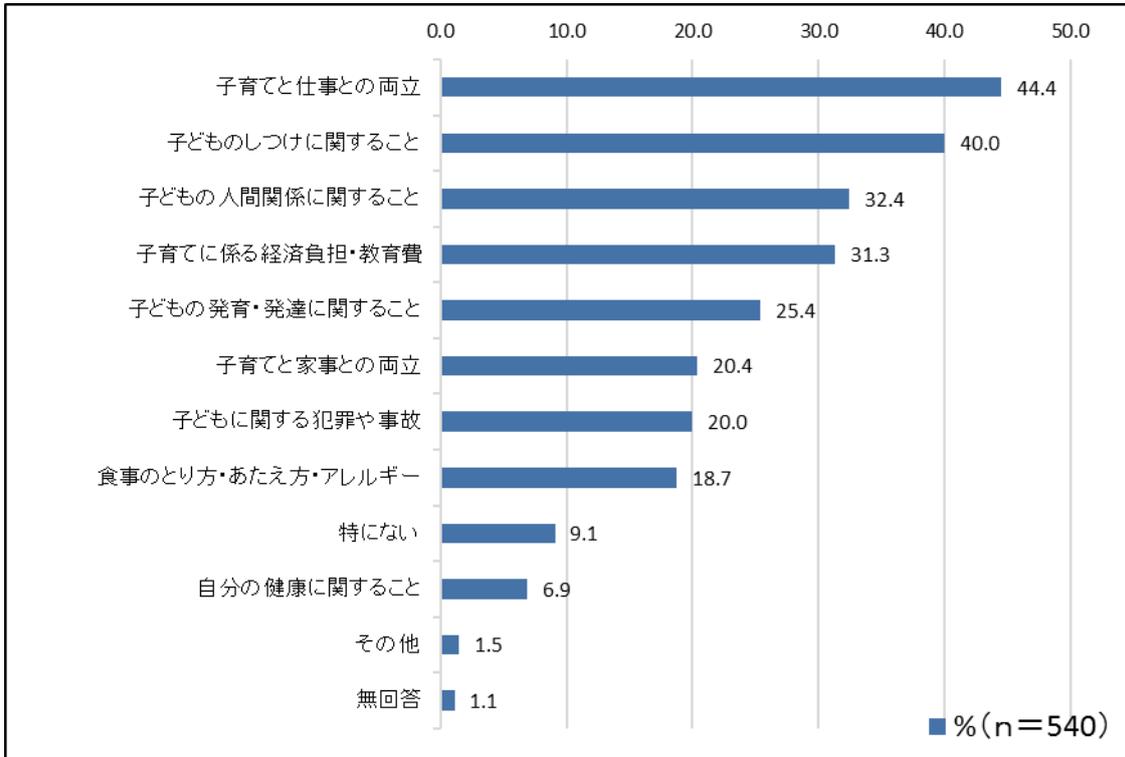
就学前児童では、「子育てと仕事との両立」が44.4%、「子どものしつけに関すること」が40.0%、「子どもの人間関係に関すること」が32.4%、「子育てに係る経済的負担・教育費」が31.3%、「特にない」が9.1%となっています。

小学生では、「子どもの人間関係に関すること」が51.7%、「子育てに係る経済的負担・教育費」が36.7%、「子どものしつけに関すること」が30.5%、「子育てと仕事との両立」が29.1%、「特にない」が9.4%となっています。

多くの子育て世帯は、保護者自身や家庭に対する不安と子ども本人に対する不安の両方を抱えていることがうかがえます。

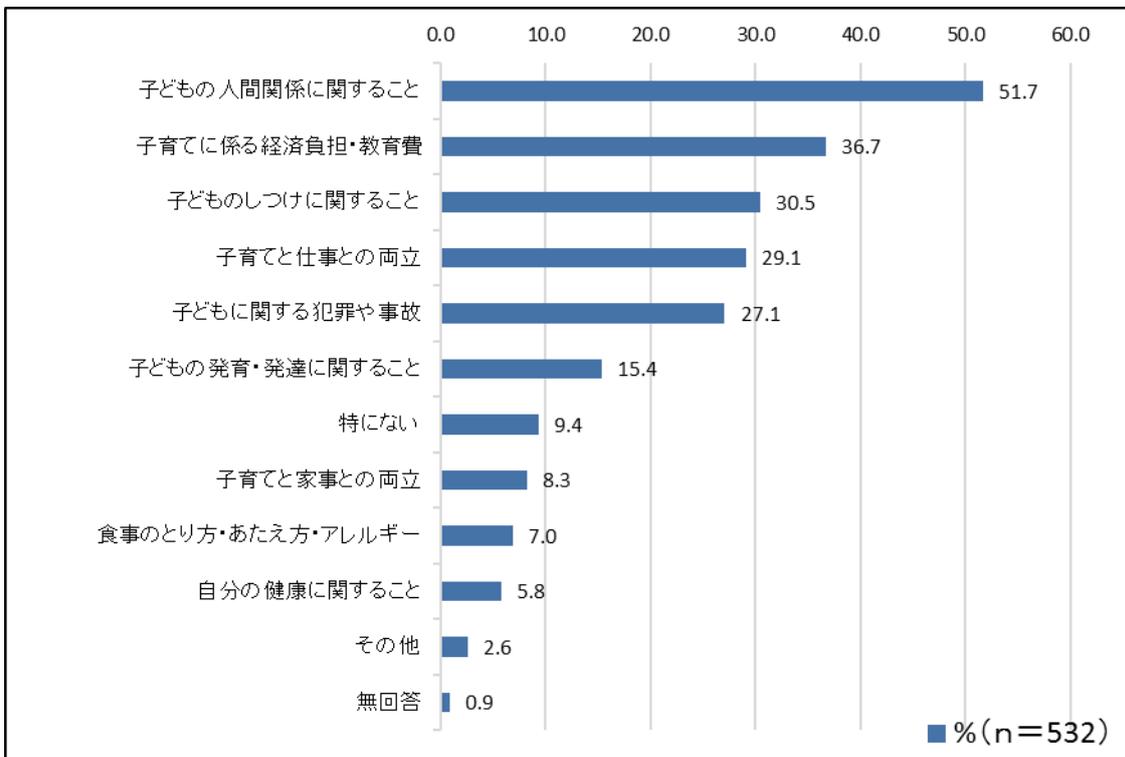
■アンケート調査結果（就学前児童の保護者）

問9 子育て（教育を含む）をする上で、気がかりなこと、不安に思うことはありますか。（当てはまる番号3つまで）



■アンケート調査結果（小学生の保護者）

問9 子育て（教育を含む）をする上で、気がかりなこと、不安に思うことはありますか。（当てはまる番号3つまで）



【子育ての環境や支援への満足度】

「満足している・非常に満足している」が、就学前児童の家庭では約6割、小学生の家庭では約5割、「不満である・非常に不満である」が、就学前児童の家庭、小学生の家庭ともに約1割

就学前児童の家庭では、「満足している」が55.9%、「非常に満足している」が4.3%で、両方を合わせると60.2%となっています。一方、「不満である」が7.0%、「非常に不満である」が3.1%で、両方を合わせると10.1%となっています。

小学生の家庭では、「満足している」が50.6%、「非常に満足している」が2.8%で、両方を合わせると53.4%となっています。一方、「不満である」が4.9%、「非常に不満である」が3.0%で、両方を合わせると7.9%となっています。

前回調査から「満足している・非常に満足している」の割合が、就学前児童の家庭で27.1%、小学生の家庭で18.7%増加しており、これまでの子育て支援施策の取り組みに対する一定の成果がうかがえますが、小学生の家庭の満足度と増加率が、就学前児童の家庭に比べて低いこともうかがえます。

【滑川市の子育て支援施策に対して重点的に取り組みを期待するもの】

就学前児童の家庭では、「保育サービスの費用負担や学費など経済的支援の充実」、小学生の家庭では、「子どもの医療費助成制度の拡充や充実」への期待が大きい

就学前児童の家庭、小学生の家庭ともに、「犯罪や交通事故から子どもを守るための取り組みの充実」への期待も大きい

就学前児童の家庭では、「保育サービスの費用負担や学費など経済的支援の充実」が48.3%、「子どもの医療費助成制度の拡充や充実」が42.0%、「犯罪や交通事故から子どもを守るための取り組みの充実」が34.1%、「仕事と子育てが両立できるよう、保育施設や保育サービスの充実」が33.7%となっています。

小学生の家庭では、「子どもの医療費助成制度の拡充や充実」が51.1%、「犯罪や交通事故から子どもを守るための取り組みの充実」が47.0%、「学力向上のための学校教育環境の充実」が35.9%、「子どもが参加できる文化、芸術、スポーツ活動の充実」が32.5%となっています。

経済的負担の軽減、子どもの安全対策、保育や教育の環境整備に関する取り組みに期待を寄せていることがうかがえます。

■ アンケート調査結果（就学前児童の保護者）

問25 滑川市の子育て支援施策に対して、重点的に取り組みを期待するものをお答えください。（当てはまる番号5つまでを○）



■アンケート調査結果（小学生の保護者）

問15 滑川市の子育て支援施策に対して、重点的に取り組みを期待するものをお答えください。（当てはまる番号5つまでを○）



第4節 課題の整理と計画の方向性

■課題や傾向

子育てをする上での気がりや不安の中には、子どもの発育・発達に関することやしつけ、食事のとり方・アレルギーに関する事など専門知識に関わる内容のものも一定数みられますが、気軽に相談できる先として行政機関等をあげる保護者の割合が低いです。

⇒ 行政には専門職員がおり、様々なアドバイスや支援を受けることができることを認知してもらうとともに、相談しやすい環境づくりが必要といえます。

妊娠・出産などの早い時期から積極的な支援や関わりを持ち、情報共有や支援のつながりが円滑に進む体制整備が必要といえます。

子どもに関する犯罪や事故に対して気がりや不安を感じ、犯罪や交通事故から子どもを守るための取り組みへの期待が高くなっています。

⇒ 安全・安心な環境整備のほか、地域全体で子どもを守る協力体制や子どもと保護者への教育、情報提供、啓発等も必要といえます。

子どもが参加できる文化・芸術・スポーツ活動の充実、地域における子どもの居場所の充実に関する取り組みへの期待が高くなっています。

⇒ 仕事をやめたり働き方を変えたりすることなく子育てができるよう、子どもが安全・安心に過ごせる居場所づくりと、地域全体で子どもを育てる意識醸成が必要といえます。

フルタイムで就労中の母親の割合が前回調査から増加するとともに、現在就労していない就学前児童の母親では、前回調査から、子育ての状況にあわせて就労を希望する割合が増え、子育てや家事に専念したい割合が減っていることから、母親の就労意向の高まりがみえます。

以前は就労していたが、現在は未就労である割合は、小学生の母親より就学前児童の母親の方が高くなっており、女性が出産や育児を機に退職する状況を表すものといえます。統計資料（平成27年国勢調査）の年齢階級別労働力率を見ても、滑川市は全国に比較して女性の労働力率が高いものの、出産・育児を機にいったん離職するM字カーブの傾向がみられます。

子育てと仕事との両立に対して気がりや不安を感じている割合が高くなっています。

⇒ 出産や育児に対するそれぞれの考え方や働き方、ニーズに合った幼児教育・保育の環境整備や提供体制の確保と、さまざまな働き方を選択できる職場の理解や周知、啓発等が必要といえます。

■取り組むべき施策

乳児期、幼児期、就学児期等の切れ目をつなぐ支援体制の整備・充実・周知
アウトリーチ型支援、予防的支援の充実

子育てに係る経済的負担の軽減

市（行政）と地域（社会全体）が連携して子どもを育てる支援体制づくり

学童保育の充実、安全・安心な子どもの居場所づくり

子育てと仕事を両立できる環境づくり

■計画の方向性

これまで取り組んできた第1期計画の基本理念と基本目標を継承しつつ、見えてきた課題への取り組みをさらに推し進めていくこととし、第2期計画の方向性を次のとおり定めます。

すべての子どもを対象に成長に合わせた切れ目ない支援の提供

地域全体で子育てを支援する基盤整備

子育てと仕事の両立を支える意識の醸成と教育・保育の提供

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念（めざす姿）

第1期計画の基本理念を引き継ぎこととし、次のとおり定めます。

地域みんなで子どもを育む ひかりのまちづくり

子どもは、未来を担うかけがえのない宝です。子どもの健やかな成長と子育てを支えることは、このまちの未来を支えることであり、地域みんなで取り組む必要があります。地域や社会全体で、子育て中の保護者の思いを受け止め、寄り添い、保護者の子育てに対する不安や負担、孤立感を和らげることを通じて、子どもの成長に喜びや生きがいを感じ、子育てに夢や希望をもてるようにすることが重要です。そうした家族や地域の豊かな愛情のもとで、子どもが健やかに育っていける環境づくりを総合的に進めていく必要があります。

滑川市は、これまで推進してきた第1期計画の基本理念及び基本目標を継承し、未来を担う子どもたちが幸せに、たくましく成長できる環境づくりや、保護者が子育てに楽しみや喜びを感じ、この“まち”で子どもを育てていくことに夢や希望をもてる“ひかりのまちづくり”を目指します。

第2節 基本目標

基本理念を実現するため、次の3つの基本目標を掲げます。

基本目標① すべての子どもの健やかな育ちを切れ目なく支援します

すべての子どもが心身ともに健やかに成長するためには、妊娠・出産期から乳幼児期、青年期に至るまで、成長に合わせた継続的かつ適切な、子どもと子どもの親に対する支援が必要です。

子育ての経験不足や知識不足からくる不安や、他から援助が受けられない家族状況、経済的な困難、発達が気になる子どもへの気がりなど、子育てには多種、多様な悩みや問題、ニーズなどがありますが、それらに迅速に対処できる体制を構築し、強化、充実していくことが大変重要なこととなっています。

滑川市はこれまでも、保健、医療、福祉、教育等の各分野が連携し、成長に合わせた子育て支援に取り組んできましたが、平成31年4月、「子ども未来サポートセンター」事業をスタートさせ、子ども・子育てに関わる全ての部署や機関等が連携し、相談に応じ、支援を行う「滑川市切れ目ない子ども・子育て支援推進体制」を整備しました。

母子健康包括支援センターの機能を担う「子ども未来サポートセンター・エンゼル（市民健康センター）」と子ども家庭総合支援拠点の機能を担う「子ども未来サポートセンター・キッズ（子ども課）」が中心となって、相談支援の充実や関係機関との連携強化に取り組み、それぞれの成長の過程における、切れ目のない子育て支援をさらに推進していきます。

基本目標② 親と子どもの学びと育ちを地域ぐるみで支援します

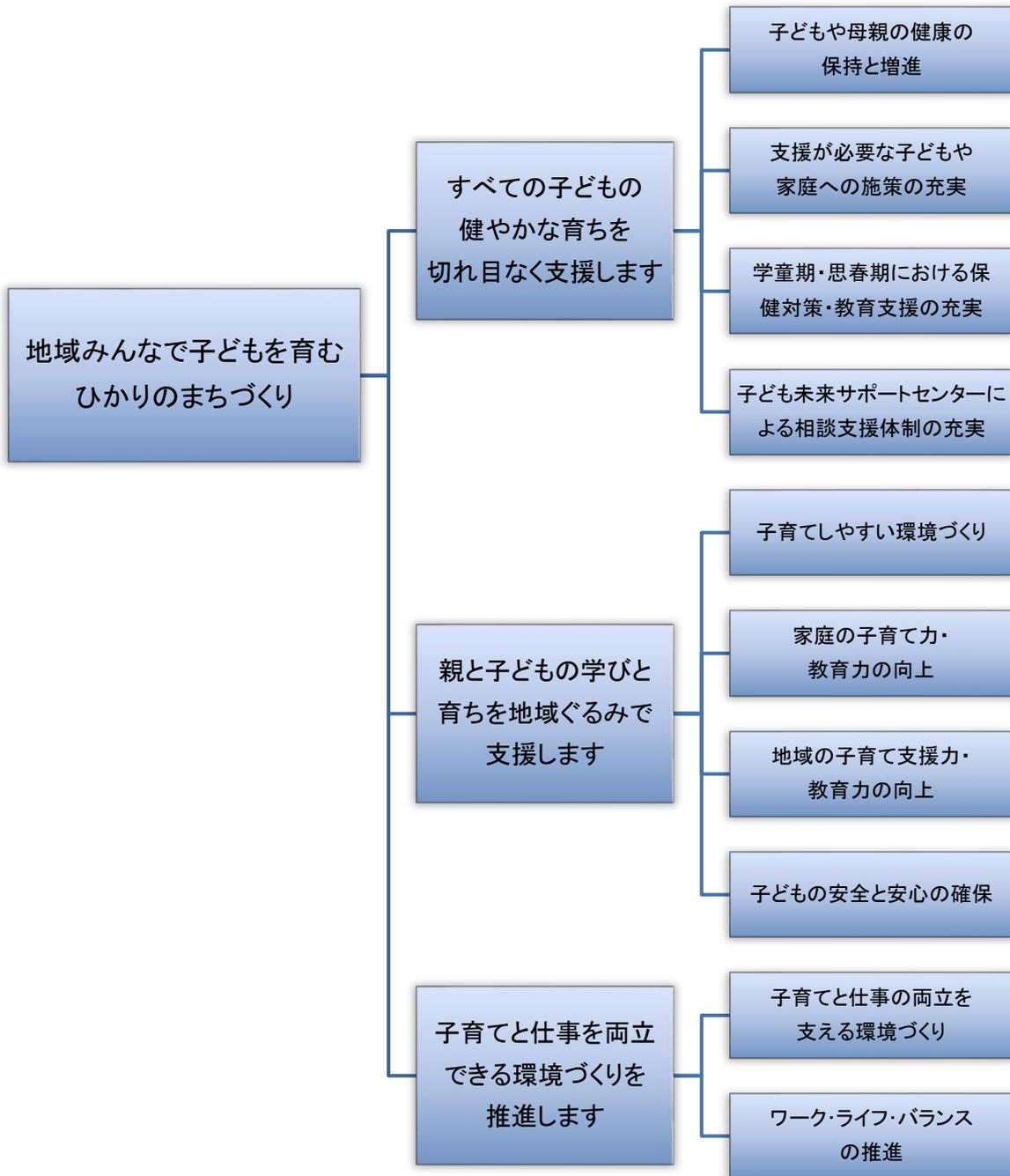
地域のつながりの希薄化に伴い、子育てに対する不安や負担、孤立感を感じる保護者は少なくありません。核家族化等により世代間で育児知識の継承が困難になるなど、家庭や地域での子育て力が低下しているといわれています。子どもたちは地域との関わりの中で成長します。また、地域の支えあいは子育てにおいて重要な役割を担っています。家庭、学校、職場、地域の人たちなどあらゆる地域の構成員が子どもたちの成長、子育てに関わり、地域ぐるみで子育てを支援し、子どもたちが、安全・安心に学び、育つことのできる環境づくりを推進していきます。

基本目標③ 子育てと仕事を両立できる環境づくりを推進します

急速な少子化が進む中、共働き家庭の増加により、保育を必要とする子どもが増加しています。母親の就労意向が高まる中、安心して仕事と子育ての両立ができるよう多様なニーズ、就労形態に対応するため、教育・保育における質、量の両面を確保し、充実させていくことが重要となっています。

働きたい女性が、仕事か子育ての二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、長時間労働の削減等の働き方改革や、男性の育児参加促進等に取り組みます。ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発や取り組みにより、誰もがやりがいや充実感を持ちながら働くとともに、妊娠・出産、子育てなど人生の各段階に応じて多様な生き方を選択できる環境づくりを目指します。

第3節 計画の体系（基本目標ごとの方向性）



第4章 具体的な施策の展開

第1節 基本目標① すべての子どもの健やかな育ちを切れ目なく支援します

1 子どもや母親の健康の保持と増進

本計画は、母子保健に関する効果的な施策を推進するための市町村母子保健計画としても位置付けされています。

国の「健やか親子21（第2次）」の趣旨を踏まえ、母子保健に関する効果的な施策を総合的に推進するため、主に本項において、妊娠・出産・子育てに関する現状及び課題に即した母子保健施策の位置づけや方向性を示します。

(1) 安心・安全な妊娠・出産・育児のための切れ目ない妊産婦・乳幼児保健対策の充実

No.	具体的施策	施策概要	現状・令和元年度見込	めざす姿・令和6年度目標	担当課
1	小児・周産期医療対策事業	小児・周産期医療の確保、充実及び富山医療圏との連携を図ります。	富山県周産期地域連携ネットワーク事業への参加・協力 産科医療機関との連絡・連携	継続実施	健康センター
2	妊産婦健康診査	妊産婦の心身の健康保持のため、母子健康手帳交付時から妊娠・出産・育児の一貫した健康管理を行います。	妊婦一般健康診査 ……延べ2,850件 産婦健康診査 ……延べ470件 妊婦の心身状態の把握 ……250件	妊婦一般健康診査 ……延べ3,000件 産婦健康診査 ……延べ500件 妊婦の心身状態の把握 ……250件	健康センター
3	健康教育事業	妊娠、出産等に関する正しい知識の普及や知識の習得、男性の育児参加の促進に努めます。	パパママ教室 ……4回:40組 ほっと安心産後ルーム ……週1回:延べ250組	パパママ教室 ……4回:60組 ほっと安心産後ルーム ……週1回:延べ300組	健康センター
4	訪問指導事業	訪問活動を通じて、親子の心身の状況や養育環境などの把握・助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげます。 妊産婦訪問、新生児訪問、未熟児訪問、乳児家庭全戸訪問、養育支援訪問	乳児家庭全戸訪問 ……247人	乳児家庭全戸訪問 ……250人	健康センター
5	相談指導事業	各種相談会や所内での相談を通じて、子どもの健やかな発達の促進、両親の育児不安・ストレスの軽減を図ります。	妊婦の心身状態の把握 ……250件 所内相談 ……延べ600人 子育て相談会 ……延べ700人	妊婦の心身状態の把握 ……250件 所内相談 ……延べ600人 子育て相談会 ……延べ700人	健康センター
6	乳幼児健康診査	子どもの健康が確保できるよう集団健診及びその機会を捉えた健康教育・相談・育児支援事業を実施します。 4か月児健診、すこやかお誕生健診、1歳6か月児健診、3歳児健診	乳幼児健康診査 ……各健診延べ12回	乳幼児健康診査 ……各健診延べ12回	健康センター
7	歯科保健事業	母と子の口の健康づくりを支援し、生涯にわたる口腔機能の維持につなげます。	妊婦歯科健康診査 ……実施医療機関数9か所:105人 フッ素塗布 ……24回:延べ650人	妊婦歯科健康診査 ……実施医療機関数9か所:110人 フッ素塗布 ……24回:延べ650人	健康センター
8	不妊、不育症に悩む方への相談・助成事業	高度生殖補助医療（体外受精及び顕微授精）による不妊治療を受けている夫婦に対し、治療費の一部を助成します。	特定不妊治療費助成件数 ……延べ60件 （男性不妊治療費助成、不育症治療費助成含む）	特定不妊治療費助成件数 ……延べ60件 （男性不妊治療費助成、不育症治療費助成含む）	健康センター

No.	具体的施策	施策概要	現状・令和元年度見込	めざす姿・令和6年度目標	担当課
9	妊産婦食育教室事業	栄養士による個別面談を行い、妊娠中に必要な食事内容や、授乳期の栄養についての正しい知識や技術の普及を図ります。	栄養士による個別面談 ……250件	栄養士による個別面談 ……250件	健康センター
10	乳幼児食育教室事業	子どもの成長や発達に合った離乳への支援、食への興味や関心を高め、健康的な食習慣の基礎作りを図ります。 離乳食指導、食育むし歯予防教室、食育にこにこ教室、キッズ料理教室、子育て世代の食育講座	乳幼児期の各時期に応じた講習会、個別指導 ……総計30回:300人 食育インストラクターによる一汁二菜(日本型食事)の調理体験教室 ……総計21回 食育むし歯予防教室、食育にこにこ教室 ……40回:1,216人	乳幼児期の各時期に応じた講習会、個別指導 ……総計30回:300人 食育インストラクターによる一汁二菜(日本型食事)の調理体験教室 ……総計20回 食育むし歯予防教室、食育にこにこ教室 ……40回:1,200人	健康センター
11	食育相談指導事業	多様化する乳幼児期の食に関する悩みについて、個々の子どもの成長や発達に合った食育相談を実施し、乳幼児期の健康増進の支援に努めます。 1歳6か月児健診栄養相談、3歳児健診栄養相談、すこやか子育て相談会、すこやか食育教室	各種相談会・教室 ……23回:900人	各種相談会・教室 ……23回:900人	健康センター

(2) 子どもが主体的に取り組む健康づくりの推進と次世代の健康を育む保健対策の充実

No.	具体的施策	施策概要	現状・令和元年度見込	めざす姿・令和6年度目標	担当課
12	学齢期からの食育教室・相談事業	食の選択の自由や自立が始まる時期に、食についての正しい情報を広く提供し、正しい食選力や調理能力の定着を図ります。 小学校における食育講座・食育クラブ、中高生の食育講座、若者世代の食育講座	各種講座・教室 ……23回:900人	各種講座・教室 ……20回:800人	健康センター
13	健康教育・思春期教室	中学生や保護者、関係者に対する性教育、喫煙、アルコール依存、薬物乱用などに関する啓発・指導の講演会等を開催します。	中部厚生センターと連携し、各学校からの申し出に基づき実施	継続実施	健康センター

(3) 妊産婦や子どもの成長を見守り親子を孤立させない地域づくり

No.	具体的施策	施策概要	現状・令和元年度見込	めざす姿・令和6年度目標	担当課
14	健康に関する地域団体と行う親と子どもの健康づくり	地域ぐるみの支援を推進するため、母子保健推進員が地域の子育てサポーターとして活動し、育児不安の解消を目的とした訪問や親子のふれあいを支援する絵本の読みかせなどを行います。	乳児家庭全戸訪問 ……247人	乳児家庭全戸訪問 ……250人	健康センター
15	子育てサポーターの配置(子ども未来サポートセンター・エンゼル)	母子保健に関する専門知識のある職員が「子育てサポーター」として子育て支援センター等を巡回し講座・相談会を実施します。その際に地域子育て拠点と定例連絡会を実施し、情報共有等を図ります。	専任保健師の配置 ……1名 出前講座の開催 ……市内地域子育て拠点:6回 ……子育てサロン:3回	専任保健師の配置 ……1名 出前講座の開催 ……10回	健康センター

(4) 親や子どもの多様性を尊重し寄り添う支援の充実

No.	具体的施策	施策概要	現状・令和元年度見込	めざす姿・令和6年度目標	担当課
16	発達・療育支援相談事業	言語・発達等の療育相談に対応するとともに、療育指導及び保護者の精神的ケアに努めます。	ほたるっこ広場 ……7回:延べ40人 ジャングルジム ……12回:延べ90人	ほたるっこ広場 ……7回:延べ40人 ジャングルジム ……12回:延べ90人	健康センター
17	発達支援に係る状況把握(子ども未来サポートセンター)	教育・保育施設を巡回訪問することにより、発達や行動が気になる子どもの状況を早期に把握します。 施設側との情報共有を図り、関わり方への助言や相談支援等を行います。	市内幼稚園・保育所・認定子ども園巡回訪問 ……2回	継続実施	健康センター 子ども課
18	医療的ケア児等コーディネーターの配置	医療的ケア児等の支援体制を整備するため、市及び相談支援事業所等にコーディネーターを配置し、各種サービスの紹介や相談や関係機関との連携を担います。	コーディネーター配置 ……2か所	配置施設の増加	健康センター 福祉介護課

(5) 妊娠期からの児童虐待防止対策の充実

No.	具体的施策	施策概要	現状・令和元年度見込	めざす姿・令和6年度目標	担当課
19	相談支援(子ども未来サポートセンター・エンゼル)	妊娠届出時に妊娠期～産後に向けた子育て支援プランを作成する機会を通じて、特定妊婦をはじめとした支援の必要な妊産婦を早期に把握し、継続的な関わりを行います。	支援プラン作成数 ……250件 定期カンファレンスの実施 ……12回	支援プラン作成数 ……250件 定期カンファレンスの実施 ……12回	健康センター
20	産婦健康診査	産後うつ等の早期発見・対応に向けて産科医療機関で産後2週間・1か月の健診を実施します。支援が必要な方には産後ケア事業等を紹介します。	産婦健康診査 ……延べ470件	産婦健康診査 ……延べ500件	健康センター
21	産後ケア事業	体調不良や育児不安があり、家族から十分な支援が受けられない生後4か月未満までの乳児をもつ妊産婦に対して、育児や家事支援を行います。	産後ケア …訪問型:延べ0件 …通所型:延べ2件 …宿泊型:延べ5件 産前産後ヘルパー事業 …延べ0件	産後ケア …訪問型:延べ7件 …通所型:延べ12件 …宿泊型:延べ10件 産前産後ヘルパー事業 …延べ3件	健康センター
22	乳幼児事故防止の啓発	乳幼児健康診査の機会を通じて、発達段階に応じた不慮の事故防止に関するパンフレットの配布等を行い、正しい知識の普及啓発を図ります。	乳幼児健康診査 …各健診延べ12回:延べ700人	乳幼児健康診査 …各健診延べ12回:延べ700人	健康センター
再掲 4	訪問指導事業	訪問活動を通じて、親子の心身の状況や養育環境などの把握・助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげます。 妊産婦訪問、新生児訪問、未熟児訪問、乳児家庭全戸訪問、養育支援訪問	乳児家庭全戸訪問 ……247人	乳児家庭全戸訪問 ……250人	健康センター
再掲 5	相談指導事業	各種相談会や所内での相談を通じて、子どもの健やかな発達の促進、両親の育児不安・ストレスの軽減を図ります。	妊婦の心身状態の把握 ……250件 所内相談 ……延べ600人 子育て相談会 ……延べ700人	妊婦の心身状態の把握 ……250件 所内相談 ……延べ600人 子育て相談会 ……延べ700人	健康センター

2 支援が必要な子どもや家庭への施策の充実

(1) 経済的困難を抱える家庭への支援

No.	具体的施策	施策概要	現状・令和元年度見込	めざす姿・令和6年度目標	担当課
—	—	第2部 経済的困難を抱える家庭への支援【滑川市子どもの貧困対策推進計画】(P52～)に記載			

(2) 児童虐待防止対策の充実

No.	具体的施策	施策概要	現状・令和元年度見込	めざす姿・令和6年度目標	担当課
23	家庭等実態把握(子ども未来サポートセンター)	教育・保育施設を巡回訪問することにより、虐待が危惧される子どもや家庭等の実態等を早期に把握し、施設側との情報共有を図ります。	市内幼稚園・保育所・認定子ども園巡回訪問 ……2回	継続実施	健康センター 子ども課
24	虐待防止、子どもの人権、里親制度等に関する広報・普及啓発	虐待防止推進月間や人権週間、里親制度を周知します。 人権擁護委員の活動を周知するなど、相談しやすい環境整備に努めます。 DV被害者の保護を図るため、各関係機関と連携を図るとともに、職員の研修への参加などを通して、支援体制の強化を図ります。	児童相談所共通ダイヤル「189」の周知 小学生への子どもの人権SOSミニレターの配布 市内の幼稚園、保育所、認定子ども園での人形劇など人権擁護委員による啓発活動	継続実施	市民課 子ども課

(3) 障がいのある子どもと家庭への支援

No.	具体的施策	施策概要	現状・令和元年度見込	めざす姿・令和6年度目標	担当課
25	言語・発達相談の充実	年中・年長児の言葉の発達や発音に関する相談に、言語聴覚士が対応します。 行動面・情緒面・コミュニケーション面などの子どもの発達に関する相談に、専門の相談員が対応します。	言語発達検査(全施設) ……1回 親子相談会 ……1回 通室指導(毎週木曜) ……33回 相談件数 ……48件	継続実施	子ども課

No.	具体的施策	施策概要	現状・令和元年度見込	めざす姿・令和6年度目標	担当課
26	障がい児保育・相談	健全児とともに集団保育が可能な障がい児の受け入れを実施します。 発達の遅れや障がいのある子どもの相談に対応するとともに、福祉サービスの調整及び保護者の精神的ケアに努めます。	市内全ての幼稚園、保育所、認定こども園において障害児保育を実施 相談対応及び適切な支援を実施	継続実施	福祉介護課 子ども課
27	特別児童扶養手当の支給	身体や精神に中程度以上の障がいのある児童の福祉の増進のため、特別児童扶養手当を支給します。	制度の周知及び申請の対応	継続実施	福祉介護課
28	自立支援給付・通所給付	発達の遅れや障がいのある子どもに対し、必要な介護等及び生活能力の訓練や社会との交流の促進を目的とした通所サービスを提供します。	制度の周知及び申請の対応、適切な支援の実施	継続実施	福祉介護課
再掲 17	発達支援に係る状況把握(子ども未来サポートセンター)	教育・保育施設を巡回訪問することにより、発達や行動が気になる子どもの状況を早期に把握します。 施設側との情報共有を図り、関わり方への助言や相談支援等を行います。	市内幼稚園・保育所・認定子ども園巡回訪問 ……2回	継続実施	健康センター 子ども課

(4) 専門的な医療や教育の提供

No.	具体的施策	施策概要	現状・令和元年度見込	めざす姿・令和6年度目標	担当課
29	養育医療給付	身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児の治療に要する医療費の一部を公費により負担します。	助成件数 ……延べ12件	継続実施	子ども課
30	特別支援教育	障害のある児童生徒の学校生活を支援します。	スタディメイト ……小中学校全校配置(24名)	継続配置	学務課
31	重度心身障害者等医療費助成	重度の障がいのある児童の福祉の増進のため、医療費の自己負担金を助成します。	制度の周知及び適切な支援の実施	継続実施	福祉介護課
32	外国籍の子ども等への支援	小中学校に外国人支援員を配置し、外国籍の子どもたちの学習支援に努めます。	外国人支援員配置数 ……1人	継続配置	学務課

3 学童期・思春期における保健対策・教育支援の充実

(1) 健康教育事業、思春期教室

No.	具体的施策	施策概要	現状・令和元年度見込	めざす姿・令和6年度目標	担当課
33	情報モラル教育	青少年のインターネットの適切・安全・安心な利用や保護者に対する普及啓発を推進します。	親学び講座で実施(滑川中PTA・早月中PTA)	継続実施	生涯学習課
再掲 12	学齢期からの食育教室・相談事業	食の選択の自由や自立が始まる時期に、食についての正しい情報を広く提供し、正しい食選力や調理能力の定着を図ります。 小学校における食育講座・食育クラブ、中高生の食育講座、若者世代の食育講座	各種講座・教室 ……23回:900人	各種講座・教室 ……20回:800人	健康センター
再掲 13	健康教育・思春期教室	中高生や保護者、関係者に対する性教育、喫煙、アルコール依存、薬物乱用などに関する啓発・指導の講演会等を開催します。	中部厚生センターと連携し、各学校からの申し出に基づき実施	継続実施	健康センター

(2) 不登校児童生徒、保護者への支援

No.	具体的施策	施策概要	現状・令和元年度見込	めざす姿・令和6年度目標	担当課
34	適応指導教室の設置	不登校児童生徒を対象に、学校生活への復帰を目指し、集団生活への適応力の回復及び育成と学習機会の確保を図ります。	適応指導教室の設置 ……1か所(あゆみ教室)	継続実施	学務課
35	ひきこもり等に対する相談支援	ひきこもり、不登校等の課題を持つ子どもとその家庭を支援するため、専門機関と連携を図ります。	相談対応件数 ……0件	相談対応件数 ……2件	子ども課

4 子ども未来サポートセンターによる相談支援体制の充実

(1) 専門的な知識を持つ支援員や相談員の配置

No.	具体的施策	施策概要	現状・令和元年度見込	めざす姿・令和6年度目標	担当課
36	子ども家庭支援員の配置(子ども未来サポートセンター・キッズ)	子どもの発達、虐待、ひとり親家庭の自立支援等の専門知識を持つ子ども家庭支援員が、関係機関との連携を図りながら、子どもとその家庭の相談支援を行います。	子ども家庭支援員 ……3名配置	継続配置	子ども課
再掲 15	子育てサポーターの配置(子ども未来サポートセンター・エンゼル)	母子保健に関する専門知識のある職員が「子育てサポーター」として子育て支援センター等を巡回し講座・相談会を実施します。その際に地域子育て拠点と定例連絡会を実施し、情報共有等を行います。	専任保健師の配置 ……1名 出前講座の開催 ……市内地域子育て拠点:6回 ……子育てサロン:3回	専任保健師の配置 ……1名 出前講座の開催 ……10回	健康センター

(2) 子育て支援拠点施設における相談機能の整備と強化

No.	具体的施策	施策概要	現状・令和元年度見込	めざす姿・令和6年度目標	担当課
37	児童福祉司任用資格を持つ保育士の配置	市内の子育て支援施設に児童福祉司任用資格を持つ保育士を配置し、相談支援体制を強化します。	公立保育所 ……2名 子育て支援センター ……1名 児童館、子ども図書館 ……2名	公立保育所 ……5名 子育て支援センター ……1名 児童館、子ども図書館 ……2名	子ども課

(3) 関係機関との連携強化

No.	具体的施策	施策概要	現状・令和元年度見込	めざす姿・令和6年度目標	担当課
38	子ども未来サポートセンターの設置	母子健康包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点として、関係機関と連携し、妊娠から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施します。	ケア会議の開催 ……3回 連携・協力相談件数 ……40件	ケア会議の開催 ……10回	健康センター 子ども課
39	要保護児童対策協議会の設置	要保護児童に係る関係機関との連携を深め、情報共有を図ることで適切な支援体制の確保に繋げ、児童虐待の未然防止に努めます。	ケース会議の開催 ……17回 実務者会議の開催 ……3回 代表者会議の開催 ……1回	ケース会議の開催 ……随時 実務者会議の開催 ……3回 代表者会議の開催 ……1回	子ども課
40	幼・保・小連携推進と強化	幼・保・小に係る関係機関職員の合同研修会や相互参観を行い、職員の資質向上と連携強化を図ります。小学校への接続を支援するため個別の教育支援計画を作成します。市内の教育・保育施設等と連携を強化するため定期的に協議会を開催します。	幼・保・小合同研修会 ……1回 教育・保育連絡協議会 ……5回	継続実施	子ども課
41	学校卒業までの切れ目ない支援	特別な教育的支援が必要な子どもについて、幼児期から学校卒業までの長期的かつ一貫した視点による支援を行うため、個別の教育支援計画を作成します。	個別の教育支援計画作成 ……市内全ての小中学校	個別の教育支援計画作成 ……市内全ての小中学校、幼稚園、保育所、認定こども園	学務課 子ども課

第2節 基本目標② 親と子どもの学びと育ちを地域ぐるみで支援します

1 子育てしやすい環境づくり

(1) 幼児教育・保育サービスの充実

No.	具体的施策	施策概要	現状・令和元年度見込	めざす姿・令和6年度目標	担当課
—	—	第1部第5章 幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制(P35～)に記載			

No.	具体的施策	施策概要	現状・令和元年度見込	めざす姿・令和6年度目標	担当課
42	施設整備費・運営充実費の助成	教育・保育施設の改築や大規模修繕、環境改善などに係る経費の一部を助成し、教育・保育環境の充実に努めます。教育・保育施設の運営費対象外経費を助成し、教育・保育サービスの充実・振興を支援します。	施設整備費補助金 ・・・1件(1,500千円) 運営費補助金 ・・・12件(市内全施設)(3,074千円)	継続実施	子ども課
43	保育士等の資質の向上	幼稚園教諭や保育士の資質向上を図り、子育ての手法や情報の提供などを支援するため、各種研修会や勉強会等への参加を奨励します。	各種研修会の周知と受講奨励	継続実施	子ども課
44	指導監査等の実施	施設の適正な運営を確保するため指導監査を実施し、運営全般について必要な助言指導を行います。	施設監査の実施 ・・・毎年 法人監査の実施 ・・・3年に1回 確認監査の実施 ・・・3年に1回	継続実施	子ども課

(2) 子育てに対する経済的支援

No.	具体的施策	施策概要	現状・令和元年度見込	めざす姿・令和6年度目標	担当課
45	マタニティ応援手当	妊娠から出産期の経済的及び精神的な負担を軽減するため、妊娠16週を迎えた妊婦に手当を助成し、相談支援を行います。	応援手当の支給 ・・・250件	応援手当の支給 ・・・250件	健康センター
46	保育料等の負担軽減	国の幼児教育・保育の無償化制度の対象とならない部分を市が独自に支援し、多子世帯の子育てにかかる負担を軽減します。	第2子以降の保育料等無料化(給食費・副食費は月額上限4,500円)	継続実施	子ども課
47	児童手当の支給	児童を養育している家庭の生活の安定と次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上のため児童手当を支給します。	対象者数 ・・・2,330人	継続実施	子ども課
48	妊産婦・子ども医療費の助成	罹病した妊産婦と子どもの医療費の負担を軽減するため、医療給付を行い、医療費の本人負担分を支援します。	罹病した妊産婦と中学3年生までが対象	対象を高校生までに拡大	子ども課
49	子どものインフルエンザ接種費用の助成	任意接種である子どものインフルエンザ予防接種に要した費用の一部を助成することで、子どもの健康の保持増進に寄与するとともに、子育て世代の経済的負担軽減を図ります。	助成者数 ・・・延べ4,800人 接種率(13歳以上) ・・・50.0% 接種率(13歳未満) ・・・72.0% 助成額 ・・・9,742千円(予算)	接種率の増加	子ども課
50	とやまっ子子育て応援券の普及促進	子育て家庭の身体的・経済的負担軽減を図るため、一時保育や予防接種等に利用できる子育て応援券を配布します。	子育て応援券配布対象者 ・・・250人 (第1子) ・・・1万円分 (第2子) ・・・2万円分 (第3子以降) ・・・3万円分	継続実施	子ども課

(3) 子どもの居場所づくり・放課後児童健全育成の推進

No.	具体的施策	施策概要	現状・令和元年度見込	めざす姿・令和6年度目標	担当課
—	—	第3部 子どもの居場所づくり放課後児童健全育成の推進【滑川市放課後子どもプラン】(P62～)に記載			

(4) 情報の発信

No.	具体的施策	施策概要	現状・令和元年度見込	めざす姿・令和6年度目標	担当課
51	利用者支援事業(子ども未来サポートセンター・エンゼル)	妊娠から子育て期にわたるまでの母子保健や発育等に関する様々な相談に対応し、専門的な見地から支援に関する情報提供とマッチングを実施します。	専任保健師による相談対応 ・・・270件	継続実施	健康センター
52	子育て支援サイトやアプリを利用した情報発信	子ども・子育てに関する支援やイベント等の最新情報をわかりやすく提供する「子育て応援サイト」とアプリの周知に努め、情報の充実に努めます。	サイト閲覧者数 ・・・24,000人 アプリ登録者数 ・・・500人	継続実施	子ども課
53	子育て支援講演会、研修会等開催事業	講演会、研修会などにより、子育てに関する学習機会の提供に努め、地域における子育て支援の輪を広げます。	子育て支援ボランティア養成講座(滑川市社会福祉協議会開催)に対する連携協力	継続実施	子ども課
54	託児付き事業の推進	子育て世代が参加しやすい託児付き事業や子連れで参加できるイベントの開催を推進します。	託児付き事業等の開催 ・・・5回	実施拡大	各課

No.	具体的施策	施策概要	現状・令和元年度見込	めざす姿・令和6年度目標	担当課
再掲 24	虐待防止、子どもの人権、里親制度等に関する広報・普及啓発	虐待防止推進月間や人権週間、里親制度を周知します。 人権擁護委員の活動を周知するなど、相談しやすい環境整備に努めます。 DV被害者の保護を図るため、各関係機関と連携を図るとともに、職員の研修への参加などを通して、支援体制の強化を図ります。	児童相談所共通ダイヤル「189」の周知 小学生への子どもの人権SOSミニレターの配布 市内の幼稚園、保育所、認定こども園での人形劇など人権擁護委員による啓発活動	継続実施	市民課 子ども課

2 家庭の子育て力・教育力の向上

(1) 次代の親の育成

No.	具体的施策	施策概要	現状・令和元年度見込	めざす姿・令和6年度目標	担当課
55	家庭教育推進事業（親学び講座）の充実	小中学校等において、子育ての学習機会や情報提供のほか、相談や親子の交流等を実施し、家庭教育の推進を図ります。	親学び講座の開催（小中学校） …全9校 （幼稚園、保育所、認定こども園） …3か所 子育て講座の開催 …小学校全7校	親学び講座の開催（小中学校） …全9校 （幼稚園、保育所、認定こども園） …4か所 子育て講座の開催 …小学校全7校	生涯学習課
56	育児講座の充実	地域の子育て家庭に対する相談指導、子育てサークルへの支援活動等を行います。 乳幼児を持つ子育て中の親が、うち解けた雰囲気の中で気軽に交流できる場、子育て相談に応じる場を提供します。	育児講座 …9回 食育講座 …4回 子育て教室 …7回 保育の出前 …5回	継続実施	子ども課

(2) 子どもの生きる力の向上

No.	具体的施策	施策概要	現状・令和元年度見込	めざす姿・令和6年度目標	担当課
57	児童クラブ活動の支援	子どもの自主性を尊重した児童クラブ活動の活性化を推進し、子ども会が行うボランティア活動や地区活動を支援します。	児童リーダー研修会や児童クラブ大会、各地区、各町内児童クラブの自主的な活動に対し、補助金を交付	継続実施	生涯学習課
58	ふれあい交流（地域交流・世代間交流）	地域における新川古代神踊りの伝承活動や資源回収、清掃活動などのボランティア活動を通じて、地域交流や世代間交流活動を推進します。 幼稚園、保育所、認定こども園での地域交流や世代間交流活動を推進します。	新川古代神踊りの伝承活動・披露 …全小中学校 学校ボランティア事業の実施 …全小中学校 保育所等地域活動事業実施回数 …51回	継続実施	生涯学習課 子ども課
59	スポーツ少年団・中学校運動部活動の活性化に向けた支援	スポーツを通じて個々の可能性を見出し、心身の健全育成に大きく寄与するスポーツ少年団や中学校の運動部活動を奨励します。 全国大会・北信越大会等への選手派遣補助や運動部活動へのスポーツエキスパート（地域指導者）派遣、体育施設利用料の無料化等により活動を支援します。	スポーツ少年団 …24団体 全国大会等出場者 …135人 スポーツ少年団、中学校体育連盟に補助金交付 全国大会等出場者（小中高生）に奨励費及び大会派遣費支給	スポーツ少年団 …25団体 全国大会等出場者 …150人 各支援の継続実施	スポーツ課
60	小学生の文化活動、中学生の文化部活動の活性化にむけた支援	芸術・文化に関する全国大会等に出場する児童・生徒・団体に対する奨励費の支給、小学校の教育を目的とした文化活動団体や中学校の部活動での文化施設利用料の無料化などにより、小中学生の文化活動の活性化と保護者の負担軽減を図ります。 小学校の音楽会やブラスバンド部定期演奏会等の文化活動を支援し、大きな舞台上で演奏する機会を提供します。	全国大会等出場者 …1人 全国大会等出場者に奨励費支給 送迎支援や会場使用料の負担 …小学校音楽会 …寺小ブラスバンド部定期演奏会 …田中小ブラスバンド部定期演奏会	継続実施	学務課 生涯学習課
61	芸術・文化活動支援の充実	子どもや青少年に優れた芸術や文化の鑑賞機会の拡充を図ります。	親子向け音楽鑑賞会の開催 音楽鑑賞会開催費補助金の交付 夢の音楽教室等一流音楽家による授業の実施	継続実施	生涯学習課
62	ふれあい体験（14歳の挑戦、いのちの教室、自然観察学習）	小・中・高生を対象に、乳幼児にふれあう機会を与え、生命の尊さを学び、母性、女性への育成を図ります。 中学2年生を対象に、一週間学校を離れて地域の中で体験活動を行うことにより、自分の可能性や生きる力を見出します。 小中学校において、動物の飼育や植物の栽培を通じて豊かな心を育む教育を推進します。	いのちの教室 …7校 いのちの総合支援事業 …1校 「14歳の挑戦」事業（参加生徒） …296人（中学校2校） （協力事業所） …延べ110か所 肥料代や餌代の援助	継続実施	学務課

No.	具体的施策	施策概要	現状・令和元年度見込	めざす姿・令和6年度目標	担当課
63	相談や支援体制の整備	各中学校に配置する心の教室、子どもと親の相談員(県)、スクールカウンセラー(県)による生徒の悩み等への相談に努めます。 スクールソーシャルワーカー(県)による学校と家庭・地域・関係機関と連携、仲介、調整、支援に努めます。	心の教室相談員 …小中学校3校配置 子どもと親の相談員 …小学校1校配置 スクールカウンセラー …小中学校全校配置 スクールソーシャルワーカー …中学校区配置	継続配置	学務課
64	情報教育の推進	小・中学校において、情報通信の機能や仕組みを利用できる能力を身につけさせる情報教育の充実を図ります。	コンピューターコーディネーター …各中学校に1名配置	継続配置	学務課
65	青少年体験学習	小中学生に、野外活動や郷土学習、交流など体験活動の機会を提供します。	自然観察教室 6回 天文教室 3回 ペルセウス座流星群観測会 1回 郷土を知る体験学習(ホテルイカ解剖教室やホテル観賞の集いなど) 俳句教室、ジオパーク現地見学会	継続実施	生涯学習課

3 地域の子育て支援力・教育力の向上

(1) 子育て支援のネットワークづくり

No.	具体的施策	施策概要	現状・令和元年度見込	めざす姿・令和6年度目標	担当課
66	子育てサークル等の支援	子育てサークルなどの活動の場づくりを進め、サークル相互の交流やネットワークづくりを推進します。	子育てサークル数 ……17か所	継続実施	子ども課
67	青少年育成滑川市民会議	関係機関・団体等との連携により、街頭啓発やキャンペーン活動を実施して青少年の健全育成を図ります。	「あいさつ運動」2回 PTA対象の講演会 1回	継続実施	生涯学習課
68	少年補導センター	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する施策のため、関係機関・団体との連絡調整を図ります。	祭礼や長期休業期間中における巡回補導の実施	継続実施	生涯学習課
再掲 53	子育て支援講演会、研修会等開催事業	講演会、研修会などにより、子育てに関する学習機会の提供に努め、地域における子育て支援の輪を広げます。	子育て支援ボランティア養成講座(滑川市社会福祉協議会開催)に対する連携協力	継続実施	子ども課

(2) 地域の人材を活用した子どもの活動支援

No.	具体的施策	施策概要	現状・令和元年度見込	めざす姿・令和6年度目標	担当課
69	放課後子ども教室の充実	放課後等に全ての児童を対象として、地域住民の参画のもと、学習や体験・交流活動を行う放課後子ども教室の充実を図り、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。	放課後子ども教室 ……8か所 土曜子ども教室 ……1か所	放課後子ども教室 ……8か所 土曜子ども教室 ……1か所	子ども課
70	子育て地域ボランティア活動の支援	子育てを支援するボランティアを養成するとともに、地域住民の各種ボランティア活動を支援します。	継続的な支援の実施	継続実施	福祉介護課
71	民生委員児童委員による活動の充実	民生児童委員・主任児童委員による子どもや家庭に対する相談、援助活動の充実を図ります。	継続的な支援の実施	継続実施	福祉介護課

4 子どもの安全と安心の確保

(1) 子どもと子育てに配慮したまちづくりの推進

No.	具体的施策	施策概要	現状・令和元年度見込	めざす姿・令和6年度目標	担当課
72	子どもを連れて外出しやすい環境づくりの推進	公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進するとともに、妊産婦優先駐車場や多目的トイレを整備し、子育て世代が安全・安心に外出できる環境を整えます。	妊産婦優先駐車場設置施設数 ……11か所 多目的トイレ設置施設数 ……19か所	妊産婦優先駐車場設置施設数 ……24か所 多目的トイレ設置施設数 ……29か所	各課

No.	具体的施策	施策概要	現状・令和元年度見込	めざす姿・令和6年度目標	担当課
73	定住促進事業	良好な宅地の開発や転入者に対して支援を行うとともに、空き家・空き地情報バンクで情報提供を行います。 婚活支援事業において、成婚された方に家賃を助成し定住を図ります。 地方への移住を希望している方に市の魅力をPRし、情報提供や個別相談を行います。	民間宅地開発事業補助金交付件数 ……5件 住宅取得補助金交付件数 ……24件 婚活支援事業成婚記念家賃助成事業補助金の交付 ……1件 移住相談会・フェアへの参加 ……3回	継続実施	企画政策課 まちづくり課
74	良質な生活環境の提供	市営住宅の維持管理に努め、子育て世帯に対して低廉な家賃で良質な住宅を提供します。	市営住宅の維持管理	継続実施	まちづくり課
75	交通安全教育と啓発	児童に対し、日常生活における交通安全に必要な基本的知識を習得させるため、交通安全教育を推進します。 チャイルドシートの適切な使用方法について、講習会などにより普及啓発活動を行います。 滑川市交通安全協会においてチャイルドシートの無料貸与を行います。	らいちょうクラブよりの配布 ……11回 交通安全教室の開催 (幼稚園、保育所、認定こども園) ……56回 (小学校) ……9回	継続実施	生活環境課
76	交通安全施設・防犯設備等の整備	通学路におけるカーブミラー等交通安全施設を整備し、安全な交通環境の確保を図るとともに、街灯等の設置による防犯面の安全も確保します。 公園を安心して安全に利用できるよう、樹木の保全や遊具等の公園施設の維持管理に努めます。 各町内の要望に基づき、街灯設置補助を行います。	カーブミラー、区画線等の整備 公園・緑地等の維持管理 街灯設置補助 ……26町内(29基)	継続実施	生活環境課 公園緑地課 建設課

(2) 子どもを守るしくみづくり

No.	具体的施策	施策概要	現状・令和元年度見込	めざす姿・令和6年度目標	担当課
77	地域防犯活動の推進	住民の自主防犯活動を推進するため、ほたるいかメールや防災行政無線などを活用しての情報提供や、対象者に応じた、参加・体験・実践型の講演会を開催します。	市内通学路等を中心に、防犯カメラを9カ所12台設置 青色回転灯装備車によるパトロールの実施 警察署における不審者対応訓練の実施	市内全ての幼稚園、保育所、認定こども園、小学校における不審者対応訓練の実施	生活環境課
78	子ども110番の家の支援と普及	子ども110番の家の普及を図るとともに、子どもたちへの周知を図ります。 関係機関と協力し、子ども110番の家をサポートします。	子ども110番の家 271箇所	継続実施	生活環境課
79	交通事故防止対策の推進	子どもの安全に配慮した交通安全施設の整備を促進するとともに、交通事故防止についての広報・啓発活動に努めます。	カーブミラー、区画線等の整備 交通安全教室の開催 (幼稚園、保育所、認定こども園) ……56回 (小学校) ……9回	継続実施	生活環境課
80	児童の通学路等の安全確保	通学路の合同点検や、スクールガードリーダーの活用により、安全な通学路の確保に努めます。	滑川市通学路安全推進委員会による合同点検の実施 ……全小学校区	継続実施	学務課
81	未就学児の散歩経路等の安全確保	保育所等が日常的に散歩で移動する経路について、施設による自主点検や関係機関による合同点検を実施し、危険箇所の安全対策を行います。	キッズゾーンの設定 ……0カ所	キッズゾーンの設定 ……1カ所	子ども課
82	防災教育、合同訓練の実施	滑川市幼少年防火委員会の事業を通じて、防火思想の普及・啓発に努めます。 化学物質に関する注意喚起や情報提供を行います。	防火の集いの開催(幼児対象) 防火広場の開催(春・秋の2回) 防火七夕の制作(小学生対象) 光化学オキシダント注意報の発令伝達訓練の実施	継続実施	総務課 生活環境課

第3節 基本目標③ 子育てと仕事を両立できる環境づくりを推進します

1 子育てと仕事の両立を支える環境づくり

(1) 子育てしやすい環境づくり

No.	具体的施策	施策概要	現状・令和元年度見込	めざす姿・令和6年度目標	担当課
-	-	本章第2節-1 子育てしやすい環境づくり(P29～)に記載			

(2) 雇用・就労環境の向上

No.	具体的施策	施策概要	現状・令和元年度見込	めざす姿・令和6年度目標	担当課
83	事業所内乳幼児施設等の設置促進	福利厚生制度の一環として事業所内保育施設を設置する事業主に助成し、設置の促進に努めます。	工業振興条例で定める乳幼児の入所施設に対する補助申請 ……0件 企業主導型保育事業を活用した保育園の制度である企業主導型保育事業を活用した施設の設置を奨励します。	継続実施	商工水産課 子ども課

(3) 男女共同参画の推進

No.	具体的施策	施策概要	現状・令和元年度見込	めざす姿・令和6年度目標	担当課
84	男性の家事・育児への参加推進	男性が家庭生活に前向きに参画できるよう、男女共同参画推進員による活動や男女共同参画公開講座の実施など啓発活動の充実を図ります。 父親が参加しやすい育児講座や子育て教室、イベントなどを開催し、男性の家事・育児参加を促進します。	男女共同参画公開講座の受講者数 ……200人 ※平成30年度実績	男女共同参画公開講座の受講者数 ……230人	生涯学習課 子ども課

2 ワーク・ライフ・バランスの推進

(1) ワーク・ライフ・バランスの実現

No.	具体的施策	施策概要	現状・令和元年度見込	めざす姿・令和6年度目標	担当課
85	働き方の見直し推進(働き方改革推進)	「ワーク・ライフ・バランス」について周知を図り、仕事と子育てが両立できる職場環境の推進に努めます。	国や県からのチラシを配架	継続実施	商工水産課

(2) ワーク・ライフ・バランスの普及啓発

No.	具体的施策	施策概要	現状・令和元年度見込	めざす姿・令和6年度目標	担当課
86	多様な勤務形態の普及・促進活動	短時間勤務制度やフレックスタイム制、在宅勤務制度など子育てを行う者が柔軟に働けるように制度の普及に努めます。 市広報やホームページ、男女共同参画公開講座等を通じて、ワーク・ライフ・バランスについて周知啓発に努めます。	国や県からのチラシを配架 男女共同参画公開講座の受講者数 ……200人 ※平成30年度実績	継続実施 男女共同参画公開講座の受講者数 ……230人	商工水産課 生涯学習課

第5章 幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

子ども・子育て支援法に基づき、計画期間の各年度における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制について定めます。

第1節 子ども人口の推計

量の見込みを設定するため、住民基本台帳をもとに基礎となる将来の子ども人口の推計を行いました。

【未就学児】

(人)

年齢	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	233	247	231	235	227	218	231
1歳	240	252	246	251	242	233	247
2歳	267	260	249	254	245	235	250
3歳	284	277	259	265	255	245	259
4歳	240	289	249	254	245	236	250
5歳	279	243	266	248	253	244	234
計	1,543	1,568	1,500	1,507	1,467	1,411	1,471

【小学生】

(人)

年齢	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
6歳	234	283	288	269	275	265	254
7歳	284	233	287	267	273	262	252
8歳	311	284	297	276	282	272	261
9歳	268	310	301	281	287	276	266
10歳	276	268	279	297	276	282	272
11歳	301	276	287	306	284	291	280
計	1,674	1,654	1,739	1,696	1,677	1,648	1,585

- ・ 推計に使用する実績人口データは住民基本台帳（平成28・29・30・31年の4月1日時点）としました
- ・ 人口推計の方法はコーホート変化率法※を用いました

※コーホート変化率法…

各コーホート（同じ年又は期間に生まれた人々の集団）について、過去の実績人口の動態から変化率を求めて推計する方法

第2節 教育・保育提供区域の設定

1 教育・保育提供区域の定義

(1) 法律上の定義

市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域

(2) 国の基本方針

- ① 小学校単位、中学校単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが容易に移動することが可能な区域
- ② 地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定
- ③ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本
- ④ 教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実情に応じて区分または事業ごとに設定することが可能

2 滑川市の教育・保育提供区域の考え方

本市における今後の将来推計人口や地域特性、教育・保育施設の整備状況や利用状況などを総合的に勘案した結果、第1期計画と同様に市全域の1区域を教育・保育提供区域として定めることとし、教育・保育サービスの量的な充足と質的な拡充を図っていきます。

なお、地域子ども・子育て支援事業は、基本的に教育・保育提供区域と共通の1区域の設定となりますが、放課後児童健全育成事業については、現在の実施状況及び利用状況を踏まえ、第1期計画と同様に小学校区の7区域を設定します。

第3節 教育・保育の量の見込みと提供体制

1 教育・保育の量の見込み設定の考え方

教育・保育の現在の利用状況及びニーズ調査により把握した利用希望を踏まえ、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情などを考慮し、認定区分ごとに量の見込みを設定しました。

2 教育・保育の提供体制の確保の内容・実施時期

教育については、現在の幼稚園の受入可能数と認定こども園の1号定員数を確保方策として設定します。

保育については、現在の保育園及び認定子ども園の2・3号定員をもとに、利用実績や利用希望等考慮したものを確保方策として設定します。

また、0歳児～2歳児の保育ニーズが年々高まっていることから、3号については企業主導型保育施設の地域枠も確保方策に含めます。

保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から教育・保育を受けられるような提供体制の確保が必要であることから、保護者の就労状況及びその変化等のみならず、子どもの教育・保育施設の利用状況等に配慮しつつ、柔軟に子どもを受け入れるための体制確保、地域の教育・保育施設の活用等も勘案し、教育・保育の提供体制を定めます。

また、特別な支援が必要な子どもが円滑に教育・保育を利用できるよう、地域における特別な支援が必要な子どもの人数等の状況並びに教育・保育施設における特別な支援が必要な子どもの受入れについて可能な限り把握し、教育・保育の提供体制の確保に努めます。

さらに、令和元年10月から始まった国の幼児教育・保育の無償化により、教育・保育の量の見込みに変化が生じることも考えられます。

本市においては、平成28年度から国に先行して第2子以降の保育料無償化を実施していることもあり、3歳児以上の子どものほとんどが教育・保育事業を利用しています。したがって、確保方策に与える影響は少ないものと見込んでいますが、保護者のニーズの変化を注視し利用希望に沿った提供体制の確保に努めます。

(人)

		①量の見込	②確保方策		②-①	
			特定教育・保育施設	企業主導型保育施設の地域枠		
令和2年度	1号	88	216		105	
	2号	教育ニーズ				23
		保育ニーズ	655	689	34	
	3号	0歳	185	181	9	5
		1・2歳	429	441	9	21
令和3年度	1号	87	216		107	
	2号	教育ニーズ				22
		保育ニーズ	649	689	40	
	3号	0歳	188	181	9	2
		1・2歳	438	441	9	12
令和4年度	1号	86	216		108	
	2号	教育ニーズ				22
		保育ニーズ	637	689	52	
	3号	0歳	182	181	9	8
		1・2歳	422	441	9	28
令和5年度	1号	82	216		113	
	2号	教育ニーズ				21
		保育ニーズ	613	689	76	
	3号	0歳	175	181	9	15
		1・2歳	406	441	9	44
令和6年度	1号	84	216		110	
	2号	教育ニーズ				22
		保育ニーズ	628	689	61	
	3号	0歳	185	181	9	5
		1・2歳	431	441	9	19

※確保方策の内容は以下のとおりになります。

- ・ 1号認定 … 幼稚園及び認定こども園
- ・ 2号認定（教育ニーズ） … 幼稚園（預かり保育）及び認定こども園
- ・ 2号認定（保育ニーズ） … 保育所及び認定こども園
- ・ 3号認定 … 保育所、認定こども園及び企業主導型保育施設の地域枠
(地域型保育については現在、市内にはありません。)

3 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容

教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に施設的な整備や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的にとらえた環境の整備が重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の一体的な提供と推進を図ります。

(1) 認定こども園の普及

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその状況変化によらず、柔軟に子どもを受入れ、教育・保育の一体的な提供ができる施設であることから、本市では、認定こども園への移行に対して必要な支援を行い、その普及に取り組んできました。これまで6か所の認定こども園の整備が進み、現在、そのニーズと市民への認知は高まっています。

今後も地域の実情や施設の整備状況、事業者の意向等を踏まえながら必要な支援を行い、認定こども園の普及促進を図ります。

(2) 質の高い教育・保育の提供

教育及び保育内容の充実と良質な施設環境の整備に努めるとともに、各種研修の受講や保育教諭確保のための保育士資格または幼稚園教諭免許状の取得を推進し職員の資質向上を図ります。

幼児期の教育・保育と小学校教育について互いの役割や指導方法など相互理解を深め、その連携強化や円滑な接続、職員の資質向上を図るため、幼稚園教諭、保育士及び保育教諭と小学校教諭の合同研修会を開催します。

(3) 幼稚園、保育所及び認定こども園と小学校との連携の推進

幼稚園、保育所及び認定こども園と小学校の相互参観や合同学習、合同行事などを通じて連携を強化し、幼児期の教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図ります。

特別な支援が必要な子どもに対しては、個別の教育及び保育支援計画、個別の指導計画の作成・活用が求められているところであり、関係機関や保護者との関係・情報共有のあり方について検討し、幼児期から学校卒業までの長期的かつ一貫した視点による支援体制の構築を目指します。

第4節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み設定の考え方

地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況及びニーズ調査により把握した利用希望を踏まえ、児童数の推移、事業実施施設の配置状況及び地域の実情などを考慮し、量の見込みを設定しました。

2 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容・実施時期

令和元年10月から始まった国の幼児教育・保育の無償化で子育てのための施設等利用給付が創設され、子育て援助活動支援事業、一時預かり事業、病児保育事業が無償化の対象となったことにより、量の見込みに変化が生じることも考えられますので、保護者のニーズの変化を注視し利用希望に沿った提供体制の確保に努めていきます。

(1) 利用者支援事業

子どもや保護者、妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるようサポートする事業で、身近な場所で情報提供や相談支援を行うとともに、関係機関との連絡調整を行います。

■現在の実施状況

平成31年4月、「子ども未来サポートセンター」事業をスタートさせ、子ども・子育てに関わる全ての部署や機関等が連携し、相談に応じ、支援を行う「滑川市切れ目ない子ども・子育て支援推進体制」を整備しました。

母子健康包括支援センターの機能を担う「子ども未来サポートセンター・エンゼル（市民健康センター）」と子ども家庭総合支援拠点の機能を担う「子ども未来サポートセンター・キッズ（子ども課）」が中心となって、相談支援の充実や関係機関との連携強化に取り組んでいます。

■今後の方向性・目標事業量

今後も、エンゼルとキッズが中心となって、それぞれの成長の過程における切れ目のない子育て支援をさらに推進していきます。

○目標事業量

(か所)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込		1	1	1	1	1
②確保方策	母子保健型	1	1	1	1	1
②-①		0	0	0	0	0

(2) 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所、児童館などの地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供などを行います。

■現在の実施状況

市内では、滑川市子育て支援センターと中加積保育園の2か所で事業を実施しています。

滑川市子育て支援センターはあずま保育所に併設されており、週5日、9時から15時30分まで開設しています。また、月に2回、土曜日の午前中も開設しています。

中加積保育園では子育て支援室を「ちびっ子広場」として開放し、週5日、9時から16時まで開設しています。

いずれも基本事業として、①交流の場の提供・交流促進、②子育てに関する相談・援助、③地域の子育て関連情報提供、④子育て・子育て支援に関する講習等を実施しています。

平成30年度の利用者実績は、滑川市子育て支援センターで年間7,809人、中加積保育園で年間1,281人となっています。(人数については子ども・保護者の延べ利用者数)

■今後の方向性・目標事業量

今後も、既設の2か所の子育て支援拠点を中心に、保育所、認定こども園、幼稚園などの教育・保育施設や児童館、子ども図書館などの子育て支援関連施設とも連携を図り、地域ぐるみの子育て支援の環境をつくっていくことを目指します。

○目標事業量

(人回/年)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込		6,048	6,156	5,940	5,670	6,048
②確保方策	2か所	9,090	9,090	9,090	9,090	9,090
②-①		3,042	2,934	3,150	3,420	3,042

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康保持や増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を行うとともに、妊娠期間中の適時に応じた医学的検査を行います。

■現在の実施状況

滑川市では、母子健康手帳交付時から妊娠・出産・育児の一貫した健康管理を行っています。妊娠届出時には、妊娠・出産に関する正しい情報提供やアンケートを実施し、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握するとともに、妊婦一般健康診査14回、妊婦精密健康診査1回、産婦健康診査2回、妊婦歯科健診1回の公費負担を行い、疾病の早期発見や適切な治療・保健指導につなげています。また、県外の医療機関において受診した場合は、償還払いによる公費負担を行い、経済的負担の軽減に努めています。

■今後の方向性・目標事業量

今後も母子健康手帳とともに妊婦健康診査受診票等を交付し、安心して妊娠・出産できる環境を整えるとともに、妊娠期からの一貫した健康管理がなされるよう、妊娠届出時等の機会を通じた育児支援情報の提供や産科医療機関等と連携し、早期からの妊娠届出の勧奨や妊婦健診受診が極端に少ない妊婦の把握や気がかりな妊婦への早期からの支援に努めます。

○目標事業量

(人・人回/年)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込	受診票配布人数	257	261	252	242	257
	①延べ健診回数	2,854	2,904	2,805	2,694	2,854
② 確保 方 策	実施場所： 市内医療機関、 市内助産所 実施体制： 上記との委託契約	2,854	2,904	2,805	2,694	2,854
②－①		0	0	0	0	0

※今後の妊娠届出数の変化に基づいて交付していく予定です。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行います。

■現在の実施状況・課題

滑川市では、母子保健法に基づく新生児訪問や未熟児訪問等の訪問事業や周産期ネットワーク事業等と連携し、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を対象に「こんにちは赤ちゃん訪問事業」を実施しています。妊娠・出産を通じて継続支援が必要な家庭及び第1子家庭へは保健師、助産師が訪問し、エジンバラ産後うつ病質問票等を活用した産後のメンタルヘルスなど専門的な支援に努めています。また、地域ぐるみの支援を推進するため母子保健推進員による訪問も実施しています。

■今後の方向性・目標事業量

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭の養育環境の全数把握に努め、産後うつ病などの早期発見や育児不安など支援が必要な家庭には、地域の子育て支援拠点等の親子同士の交流や相談の場の情報提供を行い、家庭の孤立化予防に努めます。また、社会全体で子どもの健やかな成長を見守り、子育て世代の親を地域ぐるみで支えていく地域づくりを目指し、母子保健推進員をはじめとした地域の資源との連携を図ります。

○目標事業量

(件/年)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込		231	235	227	218	231
②確保方策	実施体制： 保健師、助産師、 母子保健推進員 実施機関： 市民健康センター	231	235	227	218	231
②-①		0	0	0	0	0

※今後の出生数の変化に基づいて、全戸を対象に実施していく予定です。

(5) 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、家庭の適切な養育の実施を確保します。

■現在の実施状況

乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健診などの母子保健事業、保育園や幼稚園、学校、医療機関等の関係機関との連携体制に基づく情報提供及び連絡等により、特定妊婦、要保護児童、要支援児童の家庭の早期把握に努めています。その上で、滑川市要保護児童対策地域協議会を通じて、関係機関が情報を共有・連携して、家庭や児童への支援等に努めています。

また、様々な要因で養育支援が必要となっている家庭については、その必要性を判断し、保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施し、個々の家庭の抱える養育上の諸課題の解決、軽減を図っています。

■今後の方向性・目標事業量

今後も、家庭・児童への適切な支援が引き続き行われるよう、要保護児童対策地域協議会の関係機関を中心に情報を共有し連携して対応していきます。

また、適切な養育を行うことができるよう、乳幼児健診などの母子保健事業や保育園、幼稚園、学校、医療機関等と連携し、妊娠期からの早期・継続支援に努めます。

○目標事業量

(件/年)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込		20	20	20	20	20
②確保方策	実施体制: 保健師 実施機関: 市民健康センター	20	20	20	20	20
②-①		0	0	0	0	0

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病や仕事等の事由により、養育を受けることが一時的に困難となる児童を児童養護施設などで預かる事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ）と夜間養護等事業（トワイライトステイ）があります。

■現在の実施状況

子育て短期支援事業については、市内に実施する施設はありません。

児童の保護や母子の保護が必要な場合は、児童相談所において行われる一時保護とも連携しながら対応しています。

■今後の方向性・目標事業量

ニーズ調査の結果により量の見込を“0”としています。必要に応じて児童相談所等関係機関と連携して確保方策を検討します。

○目標事業量

(人日/年)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込		0	0	0	0	0
②確保方策	0か所	0	0	0	0	0
②-①		0	0	0	0	0

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者（依頼会員）と援助を行うことを希望する者（協力会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行います。なお、依頼会員は、生後2か月から小学校6年生までのお子さんの保護者を、協力会員は、自宅でお子さんの預かりができる市内在住の方を対象としています。

■現在の実施状況

滑川市社会福祉協議会において事業を行っており、平成30年度末現在の会員数は、依頼会員が78人、協力会員が21人、両方会員が1人となっています。依頼会員に対して、協力会員が少なく、活動の多くが限られた協力会員に偏っている現状があります。

社会環境の変化とともに、緊急時の預かりや仕事と子育てを両立させるための保育時間外の預かりなど、個々のニーズに合った子育て支援が必要とされていますが、専門知識の不足や地域の子どもを一人で預かることへの不安感などから、協力会員の登録は伸び悩んでいるのが現状です。

■今後の方向性・目標事業量

今後も、多様化するニーズに応えることができるよう、依頼会員・協力会員共に利用しやすい実施形態を検討していきます。また、幼児教育・保育の無償化により事業に対するニーズが変化することも考えられますが、今後も提供体制の確保と保護者の利用希望に沿った適正な支援に努めます。

○目標事業量

(人日/年)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込		29	29	29	29	29
②確保方策	1か所	42	42	42	42	42
②-①		13	13	13	13	13

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育所、認定こども園、幼稚園などで一時的に預かります。

日頃は教育・保育施設などを利用していない非在園児を一時的に預かる事業と、認定こども園や幼稚園において、通常の教育時間終了後に在園児を預かる事業（幼稚園型）があります。

■現在の実施状況

非在園児を対象とした一時預かり事業については、生後2か月から小学校就学前までを対象に、市内全ての保育所、認定こども園、幼稚園で行っています。

在園児を対象とした幼稚園型の一時預かり事業については、認定こども園6か所と幼稚園1か所で行っています。

■今後の方向性・目標事業量

幼児教育・保育の無償化により事業に対するニーズが変化することも考えられますが、今後も提供体制の確保と保護者の利用希望に沿った適正な支援に努めます。

○目標事業量

(人日/年)

【幼稚園型】		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込		6,284	6,227	6,113	5,886	6,032
②確保方策	7か所	8,501	8,501	8,501	8,501	8,501
②-①		2,217	2,274	2,388	2,615	2,469

○目標事業量

(人日/年)

【幼稚園型を除く】		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込		1,338	1,350	1,309	1,256	1,320
②確保方策	15か所	1,597	1,597	1,597	1,597	1,597
②-①		259	247	288	341	277

(9) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において、保育を行います。

■現在の実施状況

市内全ての保育所、認定こども園で事業を行っており、午後6時30分までが1か所、午後7時までが10か所、午後7時30分までが1か所、午後8時までが2か所となっています。

■今後の方向性・目標事業量

保護者の利用希望に沿った時間での延長保育事業が受けられるよう、人材確保を支援し、適正なサービスが実施できるよう努めます。

○目標事業量

(人/年)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込		498	501	487	469	489
②確保方策	14か所	552	552	552	552	552
②-①		54	51	65	83	63

(10) 病児保育事業

地域の病気にかかっている子どもや病気から回復しつつある子どもを、病院や保育施設に付設された専用スペースなどで看護師等が一時的に保育を行う「病児・病後児対応型」、保育中に体調不良となった子どもを、保護者が迎えに来るまでの間、保育施設の医務室や余裕スペースなどで看護師等が一時的に預かる「体調不良児対応型」、看護師等が保護者の自宅を訪問し一時的に保育を行う「訪問型」があります。

■現在の実施状況

「病児・病後児対応型」については、市内の企業主導型保育施設1か所で実施しています。また、富山市まちなか総合ケアセンターなど市外の施設を利用することもできます。

「体調不良児対応型」については、市内の保育所4か所、認定こども園3か所で実施しています。なお、「訪問型」については実施していません。

■今後の方向性・目標事業量

「病児・病後児対応型」については、実際の利用がまだ少ないため現在の確保方策を維持していきます。ただし、利用していない保護者にもある程度のニーズがあることから、県内他市町村施設の利用のための連携を図るとともに、提供体制の充実や拡充などを検討していきます。

「体調不良児対応型」については、看護師等の配置など実施が難しい面もありますが、引き続き提供体制の確保に努めます。

また、幼児教育・保育の無償化により事業に対するニーズが変化することも考えられますが、今後も提供体制の確保と保護者の利用希望に沿った適正な支援に努めます。

○目標事業量

(人日/年)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込		1,803	1,811	1,763	1,696	1,768
②確保方策	病児・病後児対応型 1か所	139	139	139	139	139
	体調不良児対応型 7か所	2,310	2,310	2,310	2,310	2,310
②-①		646	638	686	753	681

(11)放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

就労していることなどにより、保護者が昼間家庭にいない小学生に対して、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図ります。

■現在の実施状況

市内の全小学校区に9つのクラブを開設し、運営はそれぞれの地域の運営協議会に委託して行っています。児童数の多い東部小学校区と西部小学校区はクラブが2つあり、そのほかの小学校区はクラブが1つとなっています。

そのほか、民間の保育園が開設しているクラブが1つあり、運営は保育園（社会福祉法人）に委託して行っています。なお、このクラブに関しては、全小学校区の児童を対象としています。

■今後の方向性・目標事業量

第3部 子どもの居場所づくり・放課後児童健全育成の推進【滑川市放課後子どもプラン】（P62～）に記載

(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の属する世帯の所得の状況などを勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき給食費（副食費）、日用品や文房具その他の必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用などを助成します。

■今後の方向性

幼児教育・保育の無償化により給食費（副食費）の取扱いが変更され、本事業の対象者が見直されました。新制度に移行していない幼稚園在園児の低所得者世帯に対して、1号認定の低所得者世帯と同様の負担軽減となるよう給食費（副食費）の支援を行うとともに、その他の支援についても、国の制度に基づき適正に実施していきます。

(13)多様な事業者の参入促進・能力活用事業

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業です。

■今後の方向性

多様なサービスの提供や教育・保育の継続的な充足のためには、民間事業者の参入による多様な能力の活用が重要であると同時に、過剰供給を避け事業者が採算性や人材を確保し経営の安定性を維持することも重要であることから、本市の実情や需給の状態を十分に把握したうえで実施を検討していきます。

第5節 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

令和元年10月から開始された「幼児教育・保育の無償化」に伴い、従来より「子どものための教育・保育給付」の対象とされていた幼稚園や保育所等の保育料（利用料）が無償となったほか、新制度未移行の幼稚園や幼稚園等の預かり保育、認可外保育施設等を利用した際の利用料に対する給付制度「子育てのための施設等利用給付」（以下、この章では「本給付」といいます。）が新たに創設されました。

本給付の実施に当たり、公正かつ適正な支給を確保するとともに、保護者の経済的負担や利便性等に配慮し、必要に応じて、給付方法や事務手続きの変更について見直しを行います。

1 特定子ども・子育て支援施設等

本給付の対象施設・事業(以下「特定子ども・子育て支援施設等」といいます。)となるためには、施設等が所在する市町村の確認・公示が必要となります。

本市の特定子ども・子育て支援施設等は以下のとおりです。

(令和元年10月1日現在)

公私	施設名称	所在地	子ども・子育て支援施設等の種類
公立	あずま保育所	四間町616	一時預かり事業
	坪川保育所	坪川1180	一時預かり事業
私立	滑川中央保育園	領家町540-2	一時預かり事業
	童和保育園	堀江1796	一時預かり事業
	中加積保育園	小林69	一時預かり事業
	浜加積保育園	北野374	一時預かり事業
	和光保育園	本江308-5	一時預かり事業
	やなぎはら保育園	柳原6-3	一時預かり事業
	認定こども園 たかつき保育園	高月町72	預かり保育事業 一時預かり事業
	認定こども園上小泉保育園	上小泉668	預かり保育事業 一時預かり事業
	同朋認定こども園	常盤町630	預かり保育事業 一時預かり事業
	西加積認定こども園	下梅沢31	預かり保育事業 一時預かり事業
	早月加積認定こども園	追分3801	預かり保育事業 一時預かり事業
	幼保連携型 きたかつみ認定こども園	大島新509-1	預かり保育事業 一時預かり事業
	希望幼稚園	上小泉2005	幼稚園(未移行) 預かり保育事業
	彩りの杜	柳原52-1	病児保育事業 (病児対応型) (病後児対応型) (体調不良児対応型)
(福)滑川市社会福祉協議会	寺家町104	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	

確認・公示後における特定子ども・子育て支援施設等の運営状況や監査状況等の情報提供、立入調査や是正指導等について、都道府県と連携をとり、事業の円滑な実施を図ります。

2 施設等利用給付認定

本給付の対象児童となるためには、住所地の市町村の認定（施設等利用給付認定）が必要です。

利用する特定子ども・子育て支援施設等によって、必要な認定の種類や要件（保育の必要性）が異なります。

3 給付方法等

特定子ども・子育て支援施設等によって、以下のとおり給付方法が異なります。

特定子ども・子育て支援等の種別	給付方法(原則)	給付頻度(原則)
新制度未移行幼稚園	法定代理受領による給付	毎月
預かり保育事業	償還払いによる給付	
一時預かり事業		
病児保育事業		
子育て援助活動支援事業		
認可外保育施設		

第2部 経済的な困難を抱える家庭への支援
【滑川市子どもの貧困対策推進計画】

第1章 計画策定にあたって

令和元年6月、議員立法による「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、基本理念として、子どもの最善の利益が優先考慮されること、貧困の背景に様々な社会的要因があること等が明記され、市町村に子どもの貧困対策についての計画を策定する努力義務を課す旨が規定されました。

第2部は、これを踏まえ、子どもの貧困対策について、本市の責務を具体化するための計画「滑川市子どもの貧困対策推進計画」として位置づけます。

■計画の趣旨・方向性

全ての子どもが夢を持って、未来に向かうことができるようにするためには、どのような生活環境にある子どもも健やかに育ち、学び、安心安全に暮らすことができるよう、子どもの“将来”だけでなく“現在”に向けた支援が必要です。

本市では、庁内各部課において生活支援、学習支援、親への支援など、貧困対策に関連した事業を実施しているところですが、国の大綱及び改正子どもの貧困対策推進法を契機に、貧困の状況におかれ、困難を抱えている本市の子どもの現状や課題を明らかにした上で、子どもの貧困対策推進計画として取りまとめ、子どもの貧困に対する支援を総合的に実施していくこととします。計画期間は、子ども・子育て支援事業計画と同様、令和2年度から令和6年度までの5年間とし、併せて進捗管理していくこととします。

第2章 本市の状況と課題

市では、子どもの貧困に対する施策を総合的に推進するにあたり、より効果的な支援のあり方について検討するため、生活保護世帯の子どもの数や経済的理由により就学困難な子どもの保護者に対する援助（就学援助）の状況を整理し、児童扶養手当の受給資格者であるひとり親家庭の保護者の方々に対して、生活環境や現在の経済状況において必要とする支援等に関する実態調査を実施しました。

1 生活保護世帯の子どもの数の推移

直近5年間における本市の生活保護世帯の子どもの数は、月平均値で1～2人で推移しており、生活保護率では富山県の生活保護率を下回っています。

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
保護世帯数(世帯)※月平均値	72	70	70	63	57
被保護人員(人)※月平均値	84	81	82	73	65
うち18歳以下の子どもの数(人)※月平均値	1	2	1	2	2
滑川市生活保護率(人口千対)	2.5	2.5	2.5	2.2	2.0
富山県生活保護率(人口千対)	2.7	2.7	2.7	2.7	—
全国生活保護率(人口千対)	17.0	17.0	16.9	16.8	—

※滑川市の保護世帯数、被保護人員、生活保護率は、滑川市福祉介護課調べによる

※富山県、全国の生活保護率は、厚生労働省「被保護者調査」より

2 就学援助を受けた要保護・準要保護児童生徒の数の推移

直近5年間における本市の就学援助を受けた要保護・準要保護児童生徒数(合計)は、140人から160人程度の範囲で推移しており、そのうちひとり親世帯に属する者は100人から110人程度で推移しています。

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
要保護児童生徒数(人)	0	0	1	1	1
うちひとり親世帯に属する者(人)	0	0	0	0	0
準要保護児童生徒数(人)	156	150	140	154	166
うちひとり親世帯に属する者(人)	103	106	109	112	111
滑川市就学援助率(%)	5.5	5.4	5.2	5.8	6.5
富山県就学援助率(%)	6.8	6.7	6.7	—	—
全国就学援助率(%)	15.4	15.2	15.0	—	—

※滑川市の要保護児童生徒数、準要保護児童生徒数、就学援助率は、滑川市教育委員会学務課調べ

※富山県と全国の就学率は、文部科学省「就学援助実施状況等調査結果」より

3 ひとり親家庭の保護者に対する実態調査

調査の概要

調査対象：ひとり親家庭の保護者の方

(児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費の受給資格者)

調査時期：令和元年7月

調査方法：児童扶養手当現況届やひとり親家庭等医療費受給資格証
更新の手続きに合わせてアンケート調査を実施

回収状況：回収部数182部 配布部数255部

回収率71.37%

(アンケート結果の概要)

【困ったときや悩みがあるときの相談相手】

「相談できる人がいる」は約9割であるが、そのうちの相談できる相手は、「市役所など公的機関の相談員」や「民間のカウンセラーや相談員」、「民生委員、児童委員」はそれぞれ1割未満

「自分の親」が74.7%で、「知人や友人」が71.0%、「きょうだいや親せき」が46.9%、「職場の人」が42.0%で、対象者にとって身近に接することができる相手に相談しているケースが多いと考えられる結果となりました。

一方で、「学校の先生、スクールカウンセラー」が6.8%、「市役所など公的機関の相談員」が1.9%、「民生委員、児童委員」が0.0%となっており、子どもを持つ家庭の生活面に関する専門員(機関)に相談しているケースが少ない状況にあります。

これらの結果より、困ったことや悩み事がより深刻化する事態を未然に防ぐため、その初期段階から専門員(機関)に相談しやすい環境を整えるなどの早期発見のための取り組みが必要であると考えられます。

【子どもの教育に関する心配など】

子どもの教育に関して何らかの心配を持つ保護者は約7割

子どもの就学、進学にかかる費用軽減を求める保護者は6割強

子どもの教育に関しての心配については、「勉強する習慣が身についていない」が34.1%で、「勉強を見てあげることができない」が28.6%、「塾等に通わせたいがお金がない」が26.4%、「同学年の子どもに比べて学力が低い」が20.9%となっています。

また、保護者にとって現在必要であり重要であると考えられる支援としては「子どもの就学、進学にかかる費用が軽減されること」が64.8%で最も多く、子

子どもの現在または将来に対して求める必要な支援については、「進学や資格を取るための学習の支援」が42.3%で2番目に多くなっています。

これらの結果より、学校教育や地域による学習支援を通じた教育環境の充実化や就学・進学等のための支援が必要であると考えられます。

【生活面での相談や保護者が緊急時における子どもの預け先など】

相談対応やコミュニティとの関わりへの支援ニーズがある程度存在している。緊急時（病気や事故など）に子どもを預かったり、助けてくれる人がいる保護者のうち自分の親に頼っているケースは約9割

保護者が現在必要とし重要だと思う支援のうち「子どもや生活についての悩み事を相談できること」が17.6%で、「離婚や養育費のことなどについて、専門的な相談ができること」が12.6%、「同じような悩みを持った人同士が知り合えること」が12.1%、「家族の病気や障がいのことなどについて、専門的な相談ができること」が11.0%、「地域の人から助けてもらえること」が8.8%となっています。生活面に関する相談対応やコミュニティとの関わり方への支援に対するニーズが一定程度みられました。

また、「緊急時に子どもを預かったり助けてくれる人がいる」と回答した保護者は84.1%となっていますが、その大半は保護者の親（「別居している自分の親」50.0%、「同居している自分の親」37.7%）となっており、保護者が現在必要とし重要だと思う支援のうち「病気や出産、事故などがあつたときに、一時的に子どもを預けられること」が20.9%となっています。

これらの結果より、生活の中での相談対応やコミュニティ（同じ悩みを持った者同士の交流・地域の人との助け合いなど）との関わりに対する支援や、頼れる親類等がない保護者に対する受け皿としての保育園等における時間外保育や休日保育の対応が必要であると考えられます。

【保護者の就労状況など】

保護者の働き方のうち、「正社員、正規職員」が約6割強
保護者の働き方と子どもとの接し方との間で悩んでいる意見がみられた

保護者の働き方のうち、「正社員、正規職員」が65.9%、「パート、アルバイト」が18.7%、「契約社員、派遣社員、嘱託員」が8.2%となっており、保護者が現在必要とし重要だと思う支援のうち「就職、転職のための相談や情報提供などが受けられること」が13.7%となっています。

また、毎日の生活で感じていることとして、「仕事がつらく精神的に苦痛を感じていることから、子どもの精神衛生上もよくないと考えている」、「たくさん働くほど子どもと接する時間がなくなるが、その一方で、勤務時間を短縮すれば収入が減るため、子どもの将来への影響が出てくる」、「毎日仕事が終わるのが遅く、

子どもにさみしい思いをさせてしまっている」など、保護者が求める働き方と子どもとの接し方等の中で生じているミスマッチにより悩んでいるような回答がみられました。

保護者の約6割強が正社員や正規職員であるが、就職や転職のための情報提供や相談に対する一定程度のニーズがあるため、保護者に対する就業支援が引き続き必要であると考えられます。また、働き方と子どもとの接し方等に関する悩みに対応するため、ハローワーク等の関係機関との連携による相談支援も求められていると考えられます。

【ひとり親家庭の経済的状況など】

過去1年間に経済的理由により子どもが必要とする文房具や教材を買えなかった家庭は約3割

子どもにとって現在または将来に求める支援としては「生活や就学のための給付金や貸付などの経済的援助」が最も多い5割

保護者の家庭において、過去1年間に経済的理由（お金がないなどの理由）により支払いができなかったことは、「該当無し」が70.9%である一方で、経済的理由により子どもが必要とする文房具や教材（学校指定の制服や靴、部活動の道具）を買えなかったことは、「よくあった」が2.7%、「ときどきあった」が6.6%、「まれにあった」が20.3%となっています。

また、子どもにとって現在または将来に求める支援としては、「生活や就学のための給付金や貸付などの経済的援助」が50.0%で最も多くなっています。

これらの結果より、子どもが必要とする文房具や教材を経済的な理由により買えなかった家庭が一定割合存在していることから、子どものための生活や就学のための給付金や貸付などの経済的援助が引き続き必要であると考えられます。

第3章 本市における課題の整理と施策の展開

実態調査（アンケート結果）から見えてきた子どもを取り巻く主な課題を整理し、具体的な取り組みを推進するため6つの施策の柱を設定しました。

1 基本施策① 早期発見の取り組み

貧困の問題は、困窮者自らが窮状を訴えることがなく、見えにくい状況があり、問題が深刻化していく一因となっています。そのため、早い段階で発見し迅速な支援をすることが重要となっています。貧困状況にある家庭に、支援の手が差し伸べられるよう関係機関と連携して早期発見につなげます。

No.	具体的施策	施策概要	現状・令和元年度見込	めざす姿・令和6年度目標	担当課
再掲 4	訪問指導事業	訪問活動を通じて、親子の心身の状況や養育環境などの把握・助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげます。 妊産婦訪問、新生児訪問、未熟児訪問、乳児家庭全戸訪問、養育支援訪問	乳児家庭全戸訪問 ……247人	乳児家庭全戸訪問 ……250人	健康センター
再掲 6	乳幼児健康診査	子どもの健康が確保できるよう集団健診及びその機会を捉えた健康教育・相談・育児支援事業を実施します。 4か月児健診、すこやかお誕生健診、1歳6か月児健診、3歳児健診	乳幼児健康診査 ……各健診延べ12回	乳幼児健康診査 ……各健診延べ12回	健康センター
再掲 23	家庭等実態把握(子ども未来サポートセンター)	教育・保育施設を巡回訪問することにより、虐待が危惧される子どもや家庭等の実態等を早期に把握し、施設側との情報共有を図ります。	市内幼稚園・保育所・認定子ども園巡回訪問 ……2回	継続実施	健康センター 子ども課
再掲 36	子ども家庭支援員の配置(子ども未来サポートセンター・キッズ)	子どもの発達、虐待、ひとり親家庭の自立支援等の専門知識を持つ子ども家庭支援員が、関係機関との連携を図りながら、子どもとその家庭の相談支援を行います。	子ども家庭支援員 ……3名配置	継続配置	子ども課
再掲 71	民生委員児童委員による活動の充実	民生児童委員・主任児童委員による子どもや家庭に対する相談、援助活動の充実を図ります。	継続的な支援の実施	継続実施	福祉介護課

2 基本施策② 教育の支援

貧困の世代間連鎖を解消するためには、家庭の経済状況等に関わらず、学ぶ意欲のあるすべての子どもが、等しくその能力に応じた教育を受けられることが必要です。教育の支援においては、「学校」を子どもの貧困対策のプラットフォームと捉え、学校教育による学力の保障や、学校を窓口とした福祉関係機関との連携、地域による学習支援などを通じて、学習機会の提供や学びを支える体制づくりを総合的に推進していきます。

No.	具体的施策	施策概要	現状・令和元年度見込	めざす姿・令和6年度目標	担当課
87	奨学金の給付・貸付	高校生及び大学生への奨学金給付・貸付を行い、保護者の負担軽減を図ります。	大学生等給与 ……4名(新規4名) 大学生等貸与 ……3名(新規1名、継続2名) 高校生支援金 ……5名	継続実施	学務課

No.	具体的施策	施策概要	現状・令和元年度見込	めざす姿・令和6年度目標	担当課
88	就学援助の実施	経済的理由により就学困難な児童生徒に対し、学用品費や給食費等を支給することにより、教育の機会均等を支援し、人材を育成します。	小学校 ……104名 中学校 ……74名	継続実施	学務課
89	ひとり親家庭の児童への学習支援	ひとり親家庭等の子ども(小5～中3)に対し、学習支援や基本的な生活習慣の取得支援を行います。	実施箇所 ……1か所	継続実施	子ども課
再掲 32	外国籍の子ども等への支援	小中学校に外国人支援員を配置し、外国籍の子どもたちの学習支援に努めます。	外国人支援員配置数 ……1人	継続配置	学務課
再掲 34	適応指導教室の設置	不登校児童生徒を対象に、学校生活への復帰を目指し、集団生活への適応力の回復及び育成と学習機会の確保を図ります。	適応指導教室の設置 ……1か所(あゆみ教室)	継続配置	学務課
再掲 46	保育料等の負担軽減	国の幼児教育・保育の無償化制度の対象とならない部分を市が独自に支援し、多子世帯の子育てにかかる負担を軽減します。	第2子以降の保育料等無料化 (給食費・副食費は月額上限4,500円)	継続実施	子ども課
再掲 63	相談や支援体制の整備	各中学校に配置する心の教室、子どもと親の相談員(県)、スクールカウンセラー(県)による生徒の悩み等への相談に努めます。 スクールソーシャルワーカー(県)による学校と家庭・地域・関係機関と連携、仲介、調整、支援に努めます。	心の教室相談員 ……小中学校3校配置 子どもと親の相談員 ……小学校1校配置 スクールカウンセラー ……小中学校全校配置 スクールソーシャルワーカー ……中学校区配置	継続配置	学務課

3 基本施策③ 生活の安定に資するための支援

経済的に困難な状況にある世帯では、生活習慣や健康、子育てに対する意識など様々な課題が混在していることも多くなっています。また、ひとり親世帯では、保護者が仕事と子育てを両立する必要があるため、働き方への制限や子どもとの関わりの減少など、そうではない世帯と比較して困難が多くなっており、特に生活の支援が重要となっています。

No.	具体的施策	施策概要	現状・令和元年度見込	めざす姿・令和6年度目標	担当課
90	延長保育・休日保育の充実	通常の利用時間を超える保育や、日曜・祝日の保育を提供し、多様な就労形態や利用希望に応える保育環境を整えます。 また、22時までの夜間保育について、需要の動向をみながら必要性を検討します。	延長保育実施施設 ……全ての保育所、認定こども園 休日保育実施施設 ……保育所 4か所 ……認定こども園 2か所	継続実施	子ども課
91	ファミリー・サポート・センター事業の推進	児童の預かりなどの援助を希望する者(依頼会員)と援助を行うことを希望する者(協力会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を行います。	依頼会員 ……78人 協力会員 ……21人 両方会員 ……1人	会員数の増加	子ども課
92	放課後子どもプランの推進	小学生の安心・安全な放課後の居場所を確保するとともに、「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブと放課後子ども教室を推進し、充実を図ります。	放課後子ども教室と放課後児童クラブの連携状況 ……一体型 1校 ……連携型 6校	放課後子ども教室と放課後児童クラブの連携状況 ……一体型 4校 ……連携型 3校	子ども課
再掲 36	子ども家庭支援員の配置(子ども未来サポートセンター・キッズ)	子どもの発達、虐待、ひとり親家庭の自立支援等の専門知識を持つ子ども家庭支援員が、関係機関との連携を図りながら、子どもとその家庭の相談支援を行います。	子ども家庭支援員 ……3名配置	継続配置	子ども課
再掲 74	良質な生活環境の提供	市営住宅の維持管理に努め、子育て世帯に対して低廉な家賃で良質な住宅を提供します。	市営住宅の維持管理	継続実施	まちづくり課

4 基本施策④ 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

子どもが安心して教育を受けるためには、保護者の就労の安定が欠かせません。また、働く時間が過度なものとなり、子どもと接する時間が減ってしまうな

どの保護者の働き方によって生じてくる課題もあります。保護者の安定的な就業につながる支援や資格取得に対する支援を行うとともに、働き方と子どもとの関わり方などに関する悩みに対応できるよう関係機関と連携した相談支援などの取組みも重要です。

No.	具体的施策	施策概要	現状・令和元年度見込	めざす姿・令和6年度目標	担当課
93	生活困窮者自立支援事業の充実	保護者の相談に対応し、関係機関と連携を取りながら、就労先の確保や就労定着の支援を行います。	自立相談支援事業 ・・・3,239千円※予算 就労準備支援事業 ・・・507千円※予算	継続実施	福祉介護課
94	ひとり親家庭の親への就労支援	関係機関との連携を図り、就業相談、就業情報の提供等の就業支援を推進します。	自立支援教育訓練給付金支給 ・・・1件 高等職業訓練促進給付金支給 ・・・1件 母子父子自立支援プログラム策定 ・・・0件	継続実施	子ども課

5 基本施策⑤ 経済的支援

様々な事情により、十分な就業が困難である世帯やその子どもに対して経済的な支援を行うことは、子どもの将来への投資であり、貧困の連鎖の解消を図るうえで重要な施策です。

子ども第一主義を掲げる滑川市においては、医療費助成の拡充や奨学金制度の充実などに加え、国の幼児教育・保育の無償化の対象外となる住民税課税世帯の0歳～2歳の子どもの保育料や、3歳～5歳の子どもの副食費についても無料化や補助（いずれも第2子以降）を実施し、市独自の施策で幅広く子育てしやすい環境を整備することで、経済的支援施策の底上げを図っていきます。

No.	具体的施策	施策概要	現状・令和元年度見込	めざす姿・令和6年度目標	担当課
95	児童扶養手当の支給	ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図るため、児童扶養手当を支給します。	受給資格者数 ……225人	継続実施	子ども課
96	ひとり親家庭等医療費の助成	ひとり親家庭の医療費の負担を軽減するため、医療給付を行い、医療費の本人負担分を支援します。	受給資格者数 ……445人	継続実施	子ども課
97	ひとり親家庭等への緊急生活資金の貸付	不時の出費のために困窮するひとり親家庭等に対し、緊急生活資金の貸付けを行います。	貸付件数 ……0件	継続実施	子ども課
98	母子寡婦福祉資金の貸付	母子家庭等に対し就学資金等を貸し付け、経済的自立の助成と児童の福祉を推進します。	貸付件数 ……1件	継続実施	子ども課
99	放課後児童クラブ利用料の減免	児童扶養手当の受給世帯などに対して、放課後児童クラブの利用料を軽減します。	軽減認定世帯 ……15世帯	継続実施	子ども課
再掲 27	特別児童扶養手当の支給	身体や精神に中程度以上の障がいのある児童の福祉の増進のため、特別児童扶養手当を支給します。	制度の周知及び申請の対応	継続実施	福祉介護課
再掲 46	保育料等の負担軽減	国の幼児教育・保育の無償化制度の対象とならない部分を市が独自に支援し、多子世帯の子育てにかかる負担を軽減します。	第2子以降の保育料等無料化 (給食費・副食費は月額上限4,500円)	継続実施	子ども課
再掲 47	児童手当の支給	児童を養育している家庭の生活の安定と次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上のため児童手当を支給します。	対象者数 ……2,330人	継続実施	子ども課
再掲 48	妊産婦・子ども医療費の助成	罹病した妊産婦と子どもの医療費の負担を軽減するため、医療給付を行い、医療費の本人負担分を支援します。	罹病した妊産婦と中学3年生までが対象	対象を高校生までに拡大	子ども課

No.	具体的施策	施策概要	現状・令和元年度見込	めざす姿・令和6年度目標	担当課
再掲 49	子どものインフルエンザ接種費用の助成	任意接種である子どものインフルエンザ予防接種に要した費用の一部を助成することで、子どもの健康の保持増進に寄与するとともに、子育て世代の経済的負担軽減を図ります。	助成者数 …延べ4,800人 接種率(13歳以上) …50.0% 接種率(13歳未満) …72.0% 助成額 …9,742千円(予算)	接種率の増加	子ども課
再掲 50	とやまっ子子育て応援券の普及促進	子育て家庭の身体的・経済的負担軽減を図るため、一時保育や予防接種等に利用できる子育て応援券を配布します。	子育て応援券配布対象者 …250人 (第1子) …1万円分 (第2子) …2万円分 (第3子以降) …3万円分	継続実施	子ども課
再掲 87	奨学金の給付・貸付	高校生及び大学生への奨学金給付・貸付を行い、保護者の負担軽減を図ります。	大学生等給与 …4名(新規4名) 大学生等貸与 …3名(新規1名、継続2名) 高校生支援金 …5名	継続実施	学務課
再掲 88	就学援助の実施	経済的理由により就学困難な児童生徒に対し、学用品費や給食費等を支給することにより、教育の機会均等を支援し、人材を育成します。	小学校 …104名 中学校 …74名	継続実施	学務課

6 基本施策⑥ 相談支援体制の充実

貧困をはじめ、様々な問題を抱える子どもやその保護者等が、社会から孤立せず、地域の中で安心して暮らせるよう、それぞれの課題を早期に把握し、必要な支援を適切につなげていく相談体制の強化を図ることが重要となっています。

平成31年4月、滑川市は「子ども未来サポートセンター」事業をスタートさせ、子ども課と市民健康センターを中心に、子ども・子育てに関わる全ての部署や機関等が連携し、相談に応じ、支援を行う「滑川市切れ目ない子ども・子育て支援推進体制」を整備しました。今後、関係機関や地域等がより連携しやすいしくみを構築する必要があります。

No.	具体的施策	施策概要	現状・令和元年度見込	めざす姿・令和6年度目標	担当課
再掲 23	家庭等実態把握(子ども未来サポートセンター)	教育・保育施設を巡回訪問することにより、虐待が危惧される子どもや家庭等の実態等を早期に把握し、施設側との情報共有を図ります。	市内幼稚園・保育所・認定子ども園巡回訪問 …2回	継続実施	健康センター 子ども課
再掲 36	子ども家庭支援員の配置(子ども未来サポートセンター・キッズ)	子どもの発達、虐待、ひとり親家庭の自立支援等の専門知識を持つ子ども家庭支援員が、関係機関との連携を図りながら、子どもとその家庭の相談支援を行います。	子ども家庭支援員 …3名配置	継続配置	子ども課
再掲 39	要保護児童対策協議会の設置	要保護児童に係る関係機関との連携を深め、情報共有を図ることで適切な支援体制の確保に繋げ、児童虐待の未然防止に努めます。	ケース会議の開催 …17回 実務者会議の開催 …3回 代表者会議の開催 …1回	ケース会議の開催 …随時 実務者会議の開催 …3回 代表者会議の開催 …1回	子ども課
再掲 63	相談や支援体制の整備	各中学校に配置する心の教室、子どもと親の相談員(県)、スクールカウンセラー(県)による生徒の悩み等への相談に努めます。スクールソーシャルワーカー(県)による学校と家庭・地域・関係機関と連携、仲介、調整、支援に努めます。	心の教室相談員 …小中学校3校配置 子どもと親の相談員 …小学校1校配置 スクールカウンセラー …小中学校全校配置 スクールソーシャルワーカー …中学校区配置	継続配置	学務課
再掲 93	生活困窮者自立支援事業の充実	保護者の相談に対応し、関係機関と連携を取りながら、就労先の確保や就労定着の支援を行います。	自立相談支援事業 …3,239千円※予算 就労準備支援事業 …507千円※予算	継続実施	福祉介護課

第3部 子どもの居場所づくり・放課後児童
健全育成の推進【滑川市放課後子どもプラン】

第1章 計画策定にあたって

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が連携のもと、平成26年に「放課後子ども総合プラン」が策定され、「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」の一体的な実施を中心に、両事業の計画的な整備が進められてきました。平成30年に、この取り組みをさらに推進させるため、「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、その中で、国全体の目標を定めるとともに、市町村には行動計画等を策定することを求めています。

第3部は、滑川市における子どもたちの居場所づくりと合わせ、放課後対策について総合的・計画的に推進するための本市の行動計画、新たな「滑川市放課後子どもプラン」として位置づけることとします。

■計画の趣旨・方向性

「新・放課後子ども総合プラン」策定の背景を踏まえ、滑川市においても、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、地域における子どもの居場所づくりのほか、一体型を中心とした「放課後児童クラブ」及び「放課後子ども教室」の事業等を、計画的に整備・充実していくことが重要となっています。

本プランは『子どもたちを地域全体で見守り育む』ことを基本に、本市の子どもたちが放課後に安全で健やかに過ごすことができる活動拠点（居場所）を確保し、その中で子どもたちを育てていく体制づくりを総合的・計画的に推進することを目的として策定します。また、計画の期間は、子ども・子育て支援事業計画と合わせ、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

第2章 本市の放課後対策事業の状況

1 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の状況

就労していることなどにより、保護者が昼間家庭にいない小学生に対して、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る事業です。

現在、市内の全7小学校区に9つのクラブを開設し、運営はそれぞれの地域の運営協議会に委託して行っています。児童数の多い東部小学校区と西部小学校区はクラブが2つあり、そのほかの小学校区はクラブが1つとなっています。

そのほか、民間の保育園が開設しているクラブが1つあり、運営は保育園（社会福祉法人）に委託して行っています。なお、このクラブに関しては、全小学校区の児童を対象としています。

(1) 平成30年度の放課後児童クラブの実施状況

クラブ名	実施場所	開設時間 (平日)	開設時間 (長期休業日等)	開設日数 (年間)	利用児童数 (年間平均)
					利用児童数 (夏休み)
寺家小学校下 児童育成クラブ (ひまわりクラブ)	地域交流センター内	放課後～ 18:00まで	8:00～ 18:00まで	251日	38人
					43人
田中小学校下 児童育成クラブ (にこにこクラブ)	西地区公民館内	放課後～ 18:00まで	8:00～ 18:00まで	249日	37人
					43人
東部小学校区 児童育成クラブ (ほのほのクラブA)	東部小学校敷地内 専用施設	放課後～ 18:00まで	8:00～ 18:00まで	275日	54人
					61人
東部小学校区 児童育成クラブ (ほのほのクラブB)	東部小学校敷地内 専用施設	放課後～ 18:00まで	8:00～ 18:00まで	275日	54人
					63人
北加積小学校区 児童育成クラブ (WAYWAYクラブ)	北加積地区公民館内	放課後～ 18:00まで	8:00～ 18:00まで	276日	29人
					36人
東加積小学校区 児童育成クラブ (ほたるの家)	東加積地区公民館内	放課後～ 18:00まで	8:00～ 18:00まで	236日	18人
					20人
南部小学校下 児童育成クラブ (のびっこクラブ)	中加積地区公民館内	放課後～ 19:00まで	7:30～ 19:00まで	261日	34人
					51人
西部小学校下 西部児童育成クラブ (げんきっこクラブ)	西部小学校内 ランチルーム	放課後～ 18:00まで	7:30～ 18:00まで	273日	39人
					44人
西部小学校下 児童育成クラブ (げんきっこクラブ)	西加積地区公民館内	放課後～ 18:20まで	7:20～ 18:20まで	273日	35人
					38人
中加積保育園 (あおぞらクラブ)	中加積保育園敷地内 専用施設	放課後～ 20:00まで	7:00～ 20:00まで	288日	31人
					37人
合 計				2,657日	369人
					436人

(2) 令和元年度の放課後児童クラブの登録状況

クラブ名	学年別登録児童数(上段:平日、下段:夏休み)平成31年4月1日現在						合計
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	
寺家小学校下 児童育成クラブ (ひまわりクラブ)	18人	8人	4人				30人
	19人	10人	6人	5人			40人
田中小学校下 児童育成クラブ (にこにこクラブ)	12人	21人	10人	2人			45人
	15人	20人	16人	4人	1人		56人
東部小学校区 児童育成クラブ (ほのぼのクラブA)	17人	20人	14人	2人		1人	54人
	21人	20人	15人	15人	7人		78人
東部小学校区 児童育成クラブ (ほのぼのクラブB)	17人	9人	22人	4人	2人		54人
	16人	11人	22人	8人	3人		60人
北加積小学校区 児童育成クラブ (WAYWAYクラブ)	19人	11人	4人	2人			36人
	18人	12人	6人	4人			40人
東加積小学校区 児童育成クラブ (ほたるの家)	2人	6人	5人	3人			16人
	2人	6人	5人	4人			17人
南部小学校下 児童育成クラブ (のびっこクラブ)	8人	10人	11人	8人	1人	4人	42人
	9人	11人	14人	11人	1人	11人	57人
西部小学校下 西部児童育成クラブ (げんきっこクラブ)※小学校	16人	11人	10人	4人			41人
	17人	9人	16人	9人			51人
西部小学校下 児童育成クラブ (げんきっこクラブ)※公民館	20人	11人	10人	1人	3人		45人
	20人	13人	11人	4人	3人		51人
中加積保育園 (あおぞらクラブ)	13人	11人	11人	2人			37人
	12人	13人	15人	6人			46人
合計	142人	118人	101人	28人	6人	5人	400人
	149人	125人	126人	70人	15人	11人	496人

2 放課後子ども教室の状況(土曜子ども教室を含む)

放課後子ども教室は、子どもたちの安全・安心な居場所を設け、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するもので、放課後等に全ての児童を対象として、地域住民等の参画のもと学習や体験・交流活動などを行うものです。様々な体験活動や異学年児童の交流、児童と地域の方々の交流を通して、子どもたちが、社会性や自主性、創造性等の豊かな人間性を育むことをねらいとしています。平成19年度、国から「放課後子どもプラン」が示されたことを受け、本市でも同年「放課後子ども教室」をスタートさせました。令和元年度まで、市内7つの小学校全校で本事業を継続実施しています。

地域の実情に応じた運営を図るため、地域の方々や関係団体等の協力を得て、小学校ごとにコーディネーターを配置し、具体的な活動の計画・運営を行っています。そのため、開催日数や参加人数、内容等は教室により異なります。協力者等は減少傾向にあり、今後、事業を安定的に継続していくために、コーディネー

ターや活動協力者を地域で継続的に確保できるような運営方法を構築することが重要な課題となっています。

小学校以外の場所においても、児童館で従来より開催していた「趣味の教室（4教室）」を、平成27年度から放課後子ども教室として位置づけ、土曜子ども教室として実施しています。平成28年4月に新児童館が開館したことに伴い、教室を8教室に増やし充実を図りました。

また、子ども図書館においても、平成29年度から「調べ教室」を開催し、平成30年度からは「英語教室」を追加するなど放課後子ども教室の取り組みを充実させてきました。

(1) 平成30年度の放課後子ども教室の実施状況

教室名		活動時期	実施回数	登録児童数
寺家っ子 キラキラ教室	相撲教室	6月～10月	4回	6人
	生け花教室	6月～11月	5回	19人
	茶道教室	5月～2月	9回	17人
	英語教室	5月～12月	10回	15人
	寺子屋教室	夏休み	5回	42人
田中っ子 いきいき教室	工作、折り紙、ゲーム等	6月～2月	32回	67人
東部っ子 かがやき教室	相撲教室	5月～10月	10回	25人
	Englishクラブ	6月～10月	8回	6人
北っ子 かがやきクラブ	剣詩舞、運動、音楽等	6月～2月	28回	37人
	寺子屋教室	夏休み	4回	79人
東っ子 かがやき教室	英語、ゲーム、運動等	5月～2月	16回	12人
南部 さわやか教室	茶道教室	6月～12月	13回	7人
	てづくり教室	6月～12月	11回	8人
	卓球教室	6月～10月	13回	7人
	スポーツ教室	6月～10月	8回	9人
	ギター教室	6月～10月	13回	9人
	マンドリン教室	6月～2月	26回	4人
	寺子屋教室	夏休み	9回	25人
	英語教室	夏休み	5回	9人
西部っ子 かがやき教室	スポーツ教室	5月～2月	8回	13人
	将棋教室	6月～2月	10回	8人
	マナー教室	5月～12月	9回	8人
	茶道教室	5月～12月	10回	5人
子ども図書館 放課後子ども教室	調べ教室	6月～11月	10回	7人
	英語教室	6月～11月	7回	6人
合 計			283回	450人

(2) 令和元年度の放課後子ども教室の登録状況

教室名		登録児童数							小学校計
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計	
寺家っ子 キラキラ教室	相撲教室		2人	1人	1人			4人	93人
	生け花教室		3人	4人	4人	0人	1人	12人	
	茶道教室			4人	9人	2人	3人	18人	
	寺子屋教室	9人	9人	6人	17人	14人	4人	59人	
田中っ子いきいき教室		13人	20人	7人	2人			42人	42人
東部っ子 かがやき教室	相撲教室	3人	1人	3人	5人			12人	12人
北っ子 かがやきクラブ	かがやき教室	13人	9人	10人	8人	0人	1人	41人	104人
	寺子屋教室	16人	10人	19人	12人	1人	5人	63人	
東っ子かがやき教室		5人	9人					14人	14人
南部 さわやか教室	茶道教室					6人	2人	8人	90人
	卓球教室				2人	3人	6人	11人	
	スポーツ教室		11人	12人				23人	
	ギター教室				4人	3人	1人	8人	
	マンドリン教室				1人		1人	2人	
	寺子屋教室	4人	4人	1人	5人	6人	12人	32人	
	英語教室						6人	6人	
西部っ子 かがやき教室	スポーツ教室			10人	7人	1人	4人	22人	38人
	将棋教室			5人	2人	3人	2人	12人	
	マナー教室				2人	2人		4人	
子ども図書館 放課後子ども教室	調べ教室				3人	2人	2人	7人	18人
	英語教室		4人	7人				11人	
合計		63人	82人	89人	84人	43人	50人	411人	411人

(3) 平成 30 年度の土曜子ども教室の実施状況

教室名	活動時期	実施回数	登録児童数	
クッキング教室	6月～2月	9回	20人	
将棋教室	6月～2月	9回	20人	
工作教室	6月～2月	8回	14人	
茶道教室	6月～3月	14回	18人	
スポーツ体験教室	卓球・バスケット	5月～11月	7回	14人
	なわとび	2月～3月	3回	32人
一輪車教室	6月～2月	8回	16人	
手芸教室	6月～2月	8回	22人	
子ども農園体験教室	5月～10月	10回	9人	
合 計		76回	165人	

(4) 令和元年度の土曜子ども教室の登録状況

教室名	登録児童数						
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
クッキング教室	2人	4人	5人	6人	1人	2人	20人
将棋教室	5人	2人	3人	5人	1人	1人	17人
工作教室	2人	8人	3人	5人	2人		20人
茶道教室		7人	3人	8人	1人	3人	22人
スポーツ体験教室	2人	1人	7人	3人		1人	14人
一輪車教室		2人	3人	8人	4人	2人	19人
手芸教室		5人	5人	8人		1人	19人
子ども農園体験教室(※)	-	-	-	-	-	-	-
合 計	11人	29人	29人	43人	9人	10人	131人

※ 行田公園整備事業による工事に伴い、子ども農園体験教室は令和元年度の実施なし

3 一体的な放課後対策事業の状況

	放課後子ども教室	放課後児童クラブ	連携形態
寺家小学校	寺家っ子キラキラ教室	ひまわりクラブ	連携型
田中小学校	田中っ子いきいき教室	にこにこクラブ	一体型
東部小学校	東部っ子かがやき教室	ほのぼのクラブ A	連携型
		ほのぼのクラブ B	
北加積小学校	北っ子かがやきクラブ	WAYWAYクラブ	連携型
東加積小学校	東っ子かがやき教室	ほたるの家	連携型
南部小学校	南部さわやか教室	のびっ子クラブ	連携型
西部小学校	西部っ子かがやき教室	げんきっこクラブ (小学校)	連携型
		げんきっこクラブ (公民館)	
寺家小学校区内	子ども図書館 放課後子ども教室	—	—
南部小学校区内	—	あおぞらクラブ (中加積保育園)	—
合計	8 か所	10 か所	一体型 1 か所 連携型 6 か所

※1：一体型 放課後児童クラブと放課後子ども教室の活動場所が同一の小中学校内等にあり、放課後子ども教室が実施するプログラムに、放課後児童クラブの児童が参加できるもの。活動プログラムの充実や学校施設等の活用の具体的な検討のため、学校区ごとの協議会を設置する。

※2：連携型 放課後児童クラブと放課後子ども教室の活動場所の少なくとも一方が小中学校内等以外の場所にあつて、放課後子ども教室が実施するプログラムに、放課後児童クラブの児童が参加できるもの。

第3章 放課後対策事業の量の見込みと提供体制

「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、計画期間における放課後対策事業の目標事業量や実施計画等について定めます。

1 放課後児童クラブの提供体制の確保の内容・実施時期

市内全体で見た場合は、女性就業率の上昇などにより事業に対するニーズは増加傾向にあります。児童数の推計が少しずつ減少していくため量の見込みは横ばいとなっています。

田中小学校区については、現状で提供体制は確保できていますが、量の見込みに対して十分な余裕はないため、必要に応じて確保方策の検討を行います。

東部小学校区については、同校区のクラブを利用する児童数が増加しており、小学校敷地内に整備した専用施設が手狭になっている現状です。今後は、同校の児童数の減少により量の見込みも減少傾向にあるため、当面は専用施設のほか小学校の余裕教室の活用なども含めて提供体制を確保します。

西部小学校区については、小学校周辺に大規模な住宅団地が造成されるなど、同校の児童数、同校区のクラブを利用する児童数ともに増加が見込まれます。現在の提供体制では、今後の量の見込みへの対応や放課後子ども教室との一体的な実施が困難であるため、小学校に隣接した敷地に専用施設を整備し、提供体制の確保と放課後子ども教室とのさらなる連携を図ります。また、適正な集団規模の観点から、施設の整備に併せて3クラブ体制に移行することを目指します。

その他の小学校区については、現状で提供体制が確保できていますが、寺家小学校区、東加積小学校区、南部小学校区は実施場所が小学校から離れています。放課後子ども教室との連携を図る観点からも、小学校の余裕教室の活用等を検討します。

放課後児童クラブは小学校区での提供体制の確保を基本としますが、多様なニーズに対応できる民設民営のクラブも含めて提供体制を確保します。

○目標事業量 (人)

【市内全体】		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の 見込	1年生	113	113	115	114	112
	2年生	121	121	122	121	119
	3年生	107	106	106	107	104
	4年生	83	83	84	84	81
	5年生	45	45	44	44	43
	6年生	36	36	36	36	34
② 確保 方策	公設民営：9～10クラブ (小学校区単位)	673	740	740	740	740
	民設民営：1クラブ (市内全域対象)	45	45	45	45	45
②－①		213	281	278	279	292

○目標事業量 (人)

【寺家小学校区】		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込		55	54	48	47	46
②確保方策	1クラブ	68	68	68	68	68
②－①		13	14	20	21	22

○目標事業量 (人)

【田中小学校区】		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込		48	48	50	48	45
②確保方策	1クラブ	54	54	54	54	54
②－①		6	6	4	6	9

○目標事業量 (人)

【東部小学校区】		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込		141	136	126	121	114
②確保方策	2クラブ	144	144	144	144	144
②－①		3	8	18	23	30

○目標事業量 (人)

【北加積小学校区】		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込		41	38	40	41	42
②確保方策	1クラブ	90	90	90	90	90
②-①		49	52	50	49	48

○目標事業量 (人)

【東加積小学校区】		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込		20	17	18	15	12
②確保方策	1クラブ	91	91	91	91	91
②-①		71	74	73	76	79

○目標事業量 (人)

【南部小学校区】		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込		49	52	52	53	49
②確保方策	1クラブ	83	83	83	83	83
②-①		34	31	31	30	34

○目標事業量 (人)

【西部小学校区】		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込		113	122	136	145	150
②確保方策	2~3クラブ	143	210	210	210	210
②-①		30	88	74	65	60

○目標事業量 (人)

【中加積保育園(市内全域)】		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込		38	37	37	36	35
②確保方策	1クラブ	45	45	45	45	45
②-①		7	8	8	9	10

2 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量

第2章に記載のとおり、滑川市では、現在、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を全ての小学校で実施しています。そのうち2つの事業を一体型で実施している小学校は1校、その他の6校は全て連携型で実施しています。

連携型の6校のうち、東部小学校、北加積小学校、西部小学校の3校については、令和5年度までに全て一体型に移行することを目指します。

とりわけ、今後、児童数の大幅な増加が見込まれ、放課後児童クラブの受け皿の確保と放課後対策事業の充実が喫緊の課題となっている西部小学校に関しては、早急に環境整備に取り組むこととします。

寺家小学校、東加積小学校、南部小学校の3校については、現在、2つの事業それぞれの実施場所が離れていることから、当面は双方の連携のさらなる強化を目指します。併せて、放課後児童クラブにおける学校施設の有効活用等と一体型への移行を引き続き検討していきます。

○目標事業量

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校数		7	7	7	7	7
確保 方 策	一体型の実施校数	1	2	2	4	4
	連携型の実施校数	6	5	5	3	3
	その他	0	0	0	0	0
	一体型又は連携型 の実施割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

3 放課後子ども教室の目標事業量

現在、放課後子ども教室を全ての小学校と子ども図書館で実施するとともに、土曜子ども教室を児童館で実施しています。

今後も現在の確保方策を維持し、事業内容の充実を図りながら提供体制の確保に努めます。

○目標事業量

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校数		7	7	7	7	7
確保方策	小学校	7	7	7	7	7
	子ども図書館	1	1	1	1	1
	児童館	1	1	1	1	1
	小学校の実施割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

4 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を一体的又は連携により実施するためには、関係者の間で様々な調整を行う必要があります。そのため、小学校区ごとにプランの円滑な実施と放課後対策の総合的な調整役として、「コーディネーター」を配置します。コーディネーターは、地域、学校、家庭等との連絡調整、活動計画、活動内容計画、子ども課との連絡調整を行い、各小学校区からの推薦により選任します。

今後、放課後児童クラブを利用する児童が、放課後子ども教室を利用する場合の活動内容や活動方法、児童の受け入れや引き渡し等について双方が連携を図れることができるような体制を構築します。

5 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策

現在、小学校で実施している放課後子ども教室は、学校の特別教室や体育館等の一時利用で実施しており、放課後児童クラブは、公民館等の公共施設や学校敷地内の専用施設を利用して実施しています。

小学校では放課後子ども教室のほか特別支援教育や少人数指導等でも空き教室を有効活用しているところであり、放課後児童クラブにおいては余裕教室等の活用が困難な状況です。

特別教室や体育館、プールや校庭等学校施設を積極的に活用する方針の下、クラブと小学校との調整については、学務課とも連携しながら子ども課がその調整役となり、夏期休業時などの活用について検討を進めるとともに、柔軟かつ多様な手法でのさらなる活用についても検討していきます。

6 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の連携に関する具体的な方策

滑川市においては、平成23年4月、子ども行政の一元化を図るべく、教育委員会内に子ども課が設置されました。

「新・放課後子ども総合プラン」は厚生労働省所管の放課後児童クラブ事業と文部科学省所管の放課後子ども教室事業の連携に基づくものですが、本市では子ども課が両事業の主管課として「滑川市放課後子どもプラン」の推進に努めます。

両事業の実施にあたっては、小学校や公民館等との調整が不可欠であることから、学務課・生涯学習課とも連携しながら子ども課がその調整役となり、教育委員会内において、両事業の実施状況や課題などについて情報共有を図り、十分な協議を踏まえて推進していきます。

7 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

放課後児童クラブでの特別な配慮が必要な児童の受け入れに際しては、支援員の加配基準を設け、職員の増員によりきめ細かく対応できるよう配慮しています。また、特別支援等に識見を有するアドバイザーの巡回や県のハートフル保育カウンセラー事業の活用、各種研修の受講勧奨など、職員の資質向上とクラブへの支援体制の充実に努めているところです。

今後も引き続き、児童の安全・安心を第一に、特別な配慮を必要とする児童への対応に取り組んでいきます。

8 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間延長に係る取組

現在、西部小学校区は午後6時20分まで、南部小学校区は午後7時まで、市内全校区を対象とした民間の1事業者は午後8時まで開所時間を延長しています。その他の小学校区は開所時間を午後6時までとしています。

開所時間を超える利用が必要な保護者に対しては、全てのクラブが柔軟な対応を行っており、必要に応じて個別に開所時間を延長しているところです。

今後も引き続き、利用者ニーズ、職員の確保方策、効果などを総合的に勘案しながら、地域の実情に応じた取組みを進めていきます。また、民間事業者の取組みなどについても研究していきます。

9 各放課後児童クラブが、その役割をさらに向上させていくための方策

放課後児童クラブは、単に保護者が昼間家庭にいない小学校の児童を授業の終了後に預かるだけでなく、児童が支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童との交わり等を通じた社会性を習得し、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」と「生活の場」であり、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割を担っています。

こうした放課後児童クラブの役割を踏まえ、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図るため、「放課後児童クラブ運営指針」（平成27年3月31日厚生労働省局長通知）等を基本に、子どもの発達段階に応じた育成と環境づくりを進めていきます。

支援員については、適切な遊び、生活の援助ができる指導力を養い、きめ細やかな配慮と適切な判断ができるよう、研修を通じた支援の質の向上を目指します。

10 放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

プランが円滑に実施されるよう情報提供に努めるとともに、地域参加や人材確保の促進に関して、地域との連携を図り、地域組織や子どもに関わる関係機関等と継続的に情報共有ができる体制づくりを目指します。

地域と学校が連携・協働し、地域全体で、未来を担う子どもたちの成長を支える地域学校協働活動の推進を目指して、地域での子どもたちの健やかな育成のための支援を行う取組みを通じた地域の役割、地域の関わりのあり方について、地域や学校と協議しながら検討していきます。

第4章 プランの推進

プランの実施にあたり、事業の円滑な推進と効果的な事業運営を推進する観点から、学校、放課後子ども教室、放課後児童育成クラブ、社会教育、児童福祉、PTA、行政等の関係者で構成する「滑川市放課後対策事業運営委員会」を設置し、十分な意見聴取及び協力体制の構築を図ります。

進捗管理については、「滑川市放課後対策事業運営委員会」のほか「滑川市子ども・子育て会議」等で審議・協議しながら検証・検討することとし、適宜プランの見直しを実施していくこととします。

第5章 子どもの居場所づくりに関するその他の施策

No.	具体的施策	施策概要	現状・令和元年度見込	めざす姿・令和6年度目標	担当課
100	身近な公園づくり	子どもの生活圏の中に様々な公園をバランスよく整備するとともに、安心して安全に利用できるよう、樹木の保全や遊具等の公園施設の維持管理に努めます。	公園・緑地等箇所数 ……52箇所	公園・緑地等箇所数 ……53箇所	公園緑地課
101	ちびっ子広場整備	子どもが安心して遊べる広場の設置または遊具の設置や修繕を行う町内等に対して補助金を交付します。	遊具新設 ……1件(334千円)※予算 遊具修繕 ……1件(50千円)※予算	継続実施	子ども課
102	とやまっ子さんさん広場	地域の力を生かした子育ての新たな支え合いを推進するため、多様な形で取り組む自主的な子どもの居場所づくりを進める地域住民やボランティア・NPO活動を行う組織・団体等に対して補助金を交付します。	補助金交付団体 ……1団体	継続実施	子ども課
103	児童館事業の充実	各種イベント、アウトドア活動、子育て講座、ママ応援事業、イクメン事業、食育教室、育ジイ・育バア孫育て事業、児童館まつり、子育てサークル、土曜子ども教室などの子育て支援事業を実施します。	滑川市民ファーストイベント ……1回 食育体験型子ども食堂(食育イベント・児童館カフェ) ……5回 野外活動イベント ……5回	滑川市民ファーストイベント ……4回 食育体験型子ども食堂(食育イベント・児童館カフェ) ……10回 野外活動イベント ……10回	子ども課
104	子ども図書館事業の充実	子どもの成長に合わせて、本と読書を通じた子育て支援事業(ブックスタート、読み聞かせ等)を実施します。	ブックスタート引換率 ……80% ふれあいあそび ……47回 おはなし会・映画会 ……82回 子育て支援講座 ……7回 出張お話し ……6回 出前講座 ……6回	ブックスタート引換率 ……80% ふれあいあそび ……50回 おはなし会・映画会 ……70回 子育て支援講座 ……6回 出張お話し ……7回 出前講座 ……8回	生涯学習課
105	中学生、高校生等の居場所づくり	公共施設に学習スペースなど中学生や高校生が気軽に利用できる環境を整えます。	図書館4階に学習室を設置 子ども図書館に学習室を設置 市民交流プラザ1階の一部を学習スペース等として開放	継続実施	各課
再掲 57	児童クラブ活動の支援	子どもの自主性を尊重した児童クラブ活動の活性化を推進し、子ども会が行うボランティア活動や地区活動を支援します。	児童リーダー研修会や児童クラブ大会、各地区、各町内児童クラブの自主的な活動に対し、補助金を交付	継続実施	生涯学習課
再掲 59	スポーツ少年団・中学校運動部活動の活性化に向けた支援	スポーツを通じて個々の可能性を見出し、心身の健全育成に大きく寄与するスポーツ少年団や中学校の運動部活動を奨励します。 全国大会・北信越大会等への選手派遣補助や運動部活動へのスポーツエキスパート(地域指導者)派遣、体育施設利用料の無料化等により活動を支援します。	スポーツ少年団 ……24団体 全国大会等出場者 ……135人 スポーツ少年団、中学校体育連盟に補助金交付 全国大会等出場者(小中高生)に激励費及び大会派遣費支給	スポーツ少年団 ……25団体 全国大会等出場者 ……150人 各支援の継続実施	スポーツ課

第4部 計画の推進

第1章 計画推進のための各主体の役割

1 家庭の役割

家庭は社会の基礎集団で、子どもが生まれ育つ基本的な場です。子どもが心身ともに健やかに育つうえでその役割は極めて重要です。親密なふれあいの中で基本的な生活習慣や思いやりの心、自主性、責任感などを育む家庭機能の充実を図り、地域との関わりを持ちながら相互に助け合える人間関係の形成に努めることが大切です。

- (1) 父親の積極的な参加による両親協働の家事や育児
- (2) 発達段階に応じた多様な生活体験の創出
- (3) 乳幼児や高齢者、障がい者等とのふれあいの機会の創出
- (4) 家族ぐるみの地域活動への参加

2 地域の役割

子ども・子育て支援には、市民一人一人が子育てに関心を持ち、子育て家庭を温かく見守り、地域で子どもを育てるという意識を持つことが重要です。近隣同士をつながりをもとに、地域における組織や団体が相互の連携を保ちながら、家庭や行政では十分果たしえない領域を補い合うなど、地域住民の主体的参加による子育てのための相互支援活動に積極的に取り組むことが期待されます。

- (1) 近隣がお互いに助け合える人間関係づくり
- (2) 異世代との交流が図られる行事や活動の機会の提供
- (3) 遊びや活動の場の整備
- (4) 児童委員や母子保健推進員との連携
- (5) ボランティア活動や青少年団体活動など地域活動への支援

3 乳幼児期における教育・保育施設の役割

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。

保育所や認定こども園、幼稚園等は、子どもの最善の利益を守り、子どもが心身ともに健やかに育つためのふさわしい生活の場であるとともに、乳幼児期の教育及び保育の中心的な役割を家庭や地域との関係において果たすことが期待されます。

- (1) 質の高い教育及び保育の提供
- (2) 地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援の充実
- (3) 安全で安心な環境の整備
- (4) 小学校との連携と小学校教育との円滑な接続
- (5) 家庭や地域との連携と相互理解

4 学校の役割

学校は、子どもたちが成長し人格を形成していく過程で極めて大きな役割を果たす場です。豊かな人間性や社会性を十分に育むことができるよう、地域社会や家庭との連携を十分に深め、多様な体験を通じて「生きる力」を育む教育の推進に努めることが重要です。

- (1) 歴史・文化や自然等とのふれあいの機会の提供
- (2) ボランティア活動や青少年団体活動など地域活動への参加促進
- (3) 保健・医療機関等との連携と健康教育の充実
- (4) 男女共同参画や家庭生活での相互協力についての教育の充実
- (5) 乳幼児とのふれあいなど子育て体験の機会の提供
- (6) 子育てに係る地域住民の活動への施設の開放

5 事業所等の役割

働き方改革関連法により、出産・育児後も女性が変わらず働き続けられる環境の整備は、企業や職場が取り組まなくてはならない重要な課題です。

育児休業制度の導入や制度を利用できる職場づくり、個々の事情に応じて多様な働き方を選択できるなど、子育てと仕事の両立を可能とする労働環境の充実や整備を推進するとともに、子育てにやさしい環境づくりに向けた自主的活動を展開するなど社会的な貢献に努めることが求められています。

- (1) 勤務時間の短縮や完全週休2日制の実施
- (2) 育児休業の実施と活用しやすい職場づくり
- (3) 再雇用制度やフレックスタイム制度の導入
- (4) 事業所内保育施設の設置などの保育支援
- (5) 子育てに係る地域住民等の活動への施設の開放

6 行政の役割

本計画の内容は広範な領域や分野にわたることから、各担当課が子ども・子育て支援に対する共通の認識を持ち整合性のある取り組みを進めるとともに、家庭や地域、教育・保育施設、事業所等と行政が一体となって計画を推進していくことが重要です。

平成31年4月には「子ども未来サポートセンター」事業をスタートさせ、子ども課と市民健康センターを中心に、子ども・子育てに関わる全ての部署や機関等が連携し、相談に応じ、支援を行う「滑川市切れ目ない子ども・子育て支援推進体制」を整備しました。

“地域みんなで子どもを育む ひかりのまちづくり”を基本理念として、行政が地域全体で子育てを支援していく体制づくりの中心的な役割を担い、県をはじめとした関係行政機関や民間の団体等とも連携を図りながら計画を推進していきます。

第2章 計画の推進体制

1 推進体制

計画策定に携わる行政関係部課を中心に、幼児期の学校教育、保育及び子育て支援の関係者等の参画を積極的に得るなどして、計画の着実な実施や推進をはかります。

子育てにやさしい環境づくりをはじめとする少子化対策について、地域の実情を踏まえながら、効果的かつ着実な施策の推進を図るため、行政施策の展開と併せ、民間の団体や事業所等の理解と自主的な取り組みを促進するなど、住民と行政が一体となって施策を推進していく体制の整備に努めます。

2 計画の進行管理及び点検・評価

計画の推進にあたっては、行政評価（P D C Aサイクル）に従って各施策の実施状況や進捗状況を定期的に点検・評価し、計画と実績に乖離がある場合には計画の見直しを行うこととします。

年度ごとに各施策の実績の点検を行い、計画の進捗状況を「滑川市子ども・子育て会議」において審議し評価を実施するとともに、必要に応じて計画の見直しを検討することとします。

行政評価（P D C Aサイクル）

